

Title	保険会計をめぐる議論の変遷：「資産負債アプローチからハイブリッドアプローチへ」に代わる考え方による検討
Sub Title	An alternative view to the theory of transition from the asset and liability approach to the hybrid approach on insurance accounting
Author	川崎, 芙有(Kawasaki, Fuyu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2016
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.58, No.6 (2016. 2) ,p.59- 92
JaLC DOI	
Abstract	<p>昨今, とりわけIASBやFASBといった会計基準設定機関において, 保険会計に関する議論が活発に行われている。本稿では, 保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が, 保険負債の測定や包括利益計算書(損益計算書)の表示を規定するという考え方のもと, これらの点に注目して, 保険会計をめぐる議論の変遷を検討する。</p> <p>まず, IASB(IASC)の初期の公表物では, 保険契約を金融取引として捉えて, 保険負債を(仮想的な第三者に対する)支払義務とみて, 現在出口価値で測定していると整理される。包括利益計算書(損益計算書)の表示については, 一つの公表物を除き明確な提案はなされていないが, 保険契約を金融取引として捉える場合には, 収益と費用の対応関係を表示するのではなく, 保険負債の測定差額を当期の損益として計上することが適切である。つぎに, IASB及びFASBの2010年の公表物では, 初期の公表物から大きく変化し, 保険契約をサービス取引として捉えて, 保険負債を履行義務とみているといえるが, 一方, そこで提案されている保険負債の測定や包括利益計算書(損益計算書)の表示は, 保険契約を金融取引として捉えて, 保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる立場に基づくものである。よって, 2010年の公表物における提案については, 保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間の「ねじれ」と, 保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と包括利益計算書(損益計算書)の表示との間の「ねじれ」という二つの「ねじれ」が生じていると指摘することができる。そして, 2013年の公表物のうち, IASBの再ED(2013)では, 二つの「ねじれ」のうちの一つが解消され, 一方, FASBのED(2013)では, 両方の「ねじれ」が解消されたと捉えられる。従って, FASBのED(2013)の提案の方が, IASBの再ED(2013)の提案よりも, 首尾一貫していると整理される。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20160200-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険会計をめぐる議論の変遷

——「資産負債アプローチからハイブリッドアプローチへ」に代わる考え方による検討——

川崎 美有

<要 約>

昨今、とりわけIASBやFASBといった会計基準設定機関において、保険会計に関する議論が活発に行われている。本稿では、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が、保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示を規定するという考え方のもと、これらの点に注目して、保険会計をめぐる議論の変遷を検討する。

まず、IASB（IASC）の初期の公表物では、保険契約を金融取引として捉えて、保険負債を（仮想的な第三者に対する）支払義務とみて、現在出口価値で測定していると整理される。包括利益計算書（損益計算書）の表示については、一つの公表物を除き明確な提案はなされていないが、保険契約を金融取引として捉える場合には、収益と費用の対応関係を表示するのではなく、保険負債の測定差額を当期の損益として計上することが適切である。つぎに、IASB及びFASBの2010年の公表物では、初期の公表物から大きく変化し、保険契約をサービス取引として捉えて、保険負債を履行義務とみているといえるが、一方、そこで提案されている保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示は、保険契約を金融取引として捉えて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる立場に基づくものである。よって、2010年の公表物における提案については、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間の「ねじれ」と、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と包括利益計算書（損益計算書）の表示との間の「ねじれ」という二つの「ねじれ」が生じていると指摘することができる。そして、2013年の公表物のうち、IASBの再ED（2013）では、二つの「ねじれ」のうちの 하나가解消され、一方、FASBのED（2013）では、両方の「ねじれ」が解消されたと捉えられる。従って、FASBのED（2013）の提案の方が、IASBの再ED（2013）の提案よりも、首尾一貫していると整理される。

<キーワード>

保険負債、金融取引、サービス取引、支払義務、現在出口価値、履行義務、預り金、包括利益計算書（損益計算書）、収益と費用の対応

1. はじめに

保険会計という分野は、従来、会計学の専門家というよりも、どちらかというと保険学の専門

家やアクチュアリーが中心となって議論されてきたようであり、そのためか、会計構造論や会計主体論といった伝統的な会計学の観点から検討している文献は少ないように思われる。そこで、会計を専門に研究する筆者としては、保険会計について、会計一般の論点と結びつけながら検討したいと考えている。

保険会計において、とりわけ重要な論点は保険負債の会計処理であると考えられる。まず、川崎 [2013] では、貸借対照表の負債をどのようなものとしてみるのかによって、保険負債の捉え方や測定が異なるということを論じた。つぎに、川崎 [2015a] において、川崎 [2013] で検討した保険負債の捉え方を、保険契約をそもそもどのような性質のものとしてみるのかという保険契約の捉え方と結びつけて考察した。そこでは、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方の違いによって、保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示が異なってくることを示した¹⁾。また、そうした検討に基づいて、昨今、IASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会) や FASB (Financial Accounting Standards Board : 財務会計基準審議会) といった会計基準設定機関において提案されている会計処理を理論的に分析した。その結果、2013年のIASBの再ED (Revised Exposure Draft : 再公開草案) の場合、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間に「ねじれ」が生じていること、また、2013年のFASBのED (Exposure Draft : 公開草案) の場合、IASBの再ED (2013) のような「ねじれ」は生じていないものの、マージン (期待利益) を負債の部に計上するとしており、これはFASBが依拠する負債の定義と矛盾することを指摘した。

昨今の保険会計をめぐる議論は、IASBの前身であるIASC (International Accounting Standards Committee : 国際会計基準委員会) のInsurance Steering Committee (保険起草委員会) によって、1999年に公表されたIP (Issues Paper : 論点書)²⁾に遡る。既述のように、川崎 [2015a] の検討に基づく、IASBの再ED (2013) では、一つの「ねじれ」が生じていること、FASBのED (2013) では、そのような「ねじれ」は生じていないことが指摘されるのであるが、では、IASCのIP (1999) からIASBの再ED (2013) やFASBのED (2013) にいたるまでの変遷はどのようなものであったのかという点に興味を抱いた。

一般的には、IASCのIP (1999) から2007年に公表されたIASBのDP (Discussion Paper : 討議資料) までは、いわゆる資産負債アプローチに基づいており、2010年に公表されたIASBのED及びFASBのDP以降は、資産負債アプローチと収益費用アプローチのハイブリッドアプローチ^{3) 4)}に基づくものとして捉えられているようである。一方、筆者は、これらの公表物における会計処

1) 川崎 [2013] や川崎 [2015a] では、「測定」ではなく「評価」という言葉を用いているが、本稿では、一貫して、「測定」という言葉を用いる。

2) IASB [2004] para. BC3, Ebberts [2007] p. 248を参照。

3) IASC [1999] para. 162では、「(資産負債測定観と対比される繰延対応観ではなく) 資産負債測定観を好む」(括弧書きは筆者) と述べられている。IASB [2001] para. 2. 10には、「(資産負債測定アプローチと対比される繰延対応アプローチではなく) 資産負債測定アプローチを提案する」(括弧書きは筆者) とあり、Table 2. 1では、資産負債測定アプローチと繰延対応アプローチとが対比されている。また、IASB [2004] では、フェーズⅡの暫定的な結論として、「アプローチは資産負債アプローチであるべき」(para. BC6(a)) とされているが、これ以降の公表物では、どちらのアプローチを採用するのかという点については記述されて

理の変化、とりわけ保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示の変化は、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が変化したこと起因しているのではないかと感じている。そこで、本稿では、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が、保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示を規定するという考え方のもと、昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を検討する。

これを検討するにあたり、ここでは、IASCのIP（1999）の公表からIASBの再ED（2013）やFASBのED（2013）の公表までの経緯について概観しておく。既述のように、IASCのInsurance Steering Committeeによって、IP（1999）が公表されたが⁵⁾、当時、IASCは保険会計の基準を設定しておらず、IPは、保険会計基準設定のための第1段階として位置づけられる。IPに対する利害関係者のコメントを受けて、Insurance Steering Committeeは、DSOP（Draft Statement of Principles：原則書草案）を作成し、2001年にIASCの後継組織であるIASBに提出したが、いくつかの章が未完成のままであり、DSOPに対するコメントの受付はなされていない。2002年に、IASBは、保険会計の基準設定をフェーズIとフェーズIIに分割して段階的に行うことを決定し、フェーズIでは、2004年に保険会計の基準としてIFRS4（International Financial Reporting Standard 4：国際財務報告基準第4号）が公表されたが、IFRS4は、欧州連合内の上場会社の連結財務諸表にIFRSが強制適用される2005年に間に合わせるために、いわば暫定的に設けられた基準であり、各国でなされている現行の実務の大部分について、その継続を認めるものになっている⁸⁾。フェーズIIでは、まず、2007年にDPが公表されたが、上記のIASCのIP（1999）、IASBのDSOP（2001）、IFRS4（2004）（のフェーズIIに関する言及）、そしてDP（2007）では、大まかにいえば、同様の記

5) いらない。ただし、2010年の公表物を出す前にIASBとFASBでは、保険負債の測定アプローチが議論されており、そこでは、候補となる測定アプローチは、現在測定（current measure）と配分モデル（allocation model）のハイブリッドアプローチになるだろうとされている（IASB and FASB [2009] para. 23を参照）。また、IASBのED（2010）で提案される保険負債の測定モデルについて、羽根 [2013] では、「資産負債測定観と繰延対応観の混合モデルであるとも解される」（25頁）と分析されており、Foroughi *et al.* [2012] では、「繰延対応アプローチと経済価値アプローチの両方の要素を併せ持つハイブリッド測定モデル」（para. 5.3.6. para. 9.3も参照）として特徴づけられている。

4) なお、川崎 [2014] では、IASBのED（2010）や再ED（2013）が採用していると考えられる会計上の将来法による保険負債の評価について、経済上の評価と会計上の過去法による評価の「中間的な形態として位置付けられる」（52頁）と分析している。「経済上の評価と会計上の過去法による評価の中間的な形態」は、「資産負債アプローチと収益費用アプローチのハイブリッドアプローチ」と、捉え方によっては類似すると考えられるが、ただし、川崎 [2014] における検討は、資産負債アプローチと収益費用アプローチという概念を念頭に置いてなされたものではない。そこでは、会計上の将来法による保険負債の評価について、期待から事実への推移が示されるという点で、経済上の保険負債の評価と共通であり、一方、超過利益が（経済上の評価の場合には資本として維持されて所得として認識されないのに対し）保険負債の構成要素となり、保険契約期間に亘り利益認識される点で、会計上の過去法による保険負債の評価と共通であるという意味で、「中間的な形態」としている（詳細は同論文53頁の図表2を参照）。

5) IASCが保険会計のプロジェクトを立ち上げ、IPを公表するまでの経緯については、Camfferman and Zeff [2007] pp. 404-405を参照。

6) IASC [1999] para. 1を参照。

7) この点については、IASBのホームページ（<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Pages/dsop.aspx>（2015年6月12日にアクセス））を参照。また、IASB [2001] para. 1. 5. IASB [2004] para. BC3を参照。

8) Ebberts [2007] pp. 248-249, IASB [2004] paras. 25, BC5, BC78を参照。

述がなされているので、これらは、初期の公表物として一括りに取り扱うことができると考えられる。

その後、2008年には、保険会計基準設定の議論は、IASB と FASB の共同で行われるようになり、⁹⁾ 2010年に、IASB から ED が、FASB から DP が公表された。そして、2013年には、IASB から再 ED が、FASB から ED が公表された。しかしながら、IASB と FASB の見解の相違は埋まらず、¹⁰⁾ 2014年に共同による議論は解消されている。

本稿では、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が、保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示を規定するという考え方のもと、2. で IASB (IASC) の初期の公表物を、3. で IASB 及び FASB の2010年の公表物を、そして4. で IASB 及び FASB の2013年の公表物を整理し、昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を検討する。

2. 初期における基準設定機関の論点

(1) IASC の論点書「保険」(1999年)

IP (1999) では、「多くの保険契約は、現金やその他の金融商品のフローをもたらすだろう契約上の権利あるいは義務を創出するため、国際会計基準で定義される金融商品である¹¹⁾」¹²⁾として¹²⁾いる。そして、当時の金融商品の国際会計基準である IAS39が、金融商品についての全面公正価値会計を要求する新しい基準に置き換えられるのであれば、保険負債も公正価値（出口価値）で測定されるべきであり、そうした新しい基準が設定されないのであれば、別の測定属性を選ぶことが適切であるとされる。¹³⁾別の測定属性というものへの具体的な言及はされていないが、非公正価値の場合においても、公正価値の測定と概ね同様の方法で測定することが提案されている。¹⁴⁾

また、損益計算書について、IP (1999) では、保険者が収益と費用を報告する実務が定着しており、財務諸表利用者もそうした情報を要求しているようであると¹⁵⁾し、損益計算書上において収益及び費用を表示することが提案されている。¹⁶⁾

(2) IASB の原則書草案「保険」(2001年)

IP (1999) での議論を踏まえて作成された DSOP (2001) においても、IP (1999) と同様の理由

9) FASB [2010b] para. 3を参照。

10) 詳細は FASB [2014] を参照。

11) IASC [1999] para. 13。また、*Ibid.*, para. 537を参照。

12) 国際会計基準において金融商品は、「一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債あるいは資本性金融商品を生じさせる契約」(*Ibid.*, para. 13, fn. 1) と定義される。そして、大まかにいえば、金融資産は現金あるいは他の金融資産を受け取る契約上の権利であり、金融負債は、現金あるいは他の金融資産を引き渡す契約上の義務であると定義される（詳細は *Ibid.*, para. 13, fn. 1を参照）。

13) *Ibid.*, paras. 164, 597を参照。

14) *Ibid.*, para. 161 Table 2 の (b) (i) (ii) を参照。

15) *Ibid.*, para. 806を参照。

16) *Ibid.*, para. 810を参照。

で、「多くの保険契約は金融商品として捉えられるだろう¹⁷⁾」と記述されている。そこでは、当時の金融商品の国際会計基準である IAS39が、金融資産と金融負債のほとんど全てに公正価値測定を導入する基準に置き換えられるのであれば、全ての保険資産及び保険負債を公正価値で測定すべきであるとし、一方、そうでない場合には、保険資産及び保険負債は企業固有の価値で測定すべきであるとしている。公正価値は、「第三者との公正な取引において、取引の知識があり自発的な当事者間で交換されうる資産あるいは決済されうる負債の金額¹⁸⁾」であり、一方、企業固有の価値は、「企業が保有する資産あるいは負債の価値であり、他の市場参加者にとって利用可能でない（あるいは関連のない）要素を反映するだろう²⁰⁾」と述べられている。²¹⁾

また、本稿の冒頭で述べたように、DSOP (2001) はいくつかの章において未完成であり、未完成の章については公開されていない。これらの章のうちの一つが表示に関する章であり、従って、損益計算書の表示に関する提案はなされていない。²²⁾

(3) IASB の国際財務報告基準第 4 号「保険契約」(2004年)

既述のように、Insurance Steering Committee による DSOP (2001) の作成後、IASC の後継組織である IASB は、保険会計の基準設定をフェーズ I とフェーズ II に分割し、フェーズ I において、保険契約についての国際会計基準として IFRS4 (2004) を公表したが、ここでは、各国でなされている現行の実務の大部分について、その継続が認められている。IASB は、「フェーズ I をフェーズ II への足がかりとして捉えており… (中略) …フェーズ II に関して、次のような暫定的な結論に至った²³⁾」とし、その一つとして、「保険契約から生じる資産及び負債は公正価値で測定されるべきである²⁴⁾」と述べている。

17) IASB [2001] para. 1. 27.

18) *Ibid.*, paras. 3. 3-3. 4, 3. 24を参照。

19) *Ibid.*, para. 3. 4.

20) *Ibid.*, para. 3. 3.

21) 後述するように、公正価値や企業固有の価値は、ともに、将来の予想されるキャッシュフローにリスク調整を施したものの現在価値であると考えられる。将来の予想されるキャッシュフロー及びリスク調整について、第三者（市場参加者）の観点から見積もと公正価値が算定され、一方、保険者自身の観点から見積もと企業固有の価値が算定されるはずである。しかしながら、DSOP (2001) では、企業固有の価値においても、(リスク調整算定の基礎となる) リスク選好については、第三者（市場参加者）のリスク選好を反映すべきとしている (*Ibid.*, paras. 5. 21, 5. 24を参照)。ここから、DSOP (2001) でいう企業固有の価値は、公正価値に近いものとして捉えられる。

22) ただし、DSOP (2001) の提案を対案と比較して整理した表 (Table 2. 1) においては、損益計算書について若干の記載がある (Principle 13. 4を参照)。そこでは、繰延対応アプローチと DSOP (2001) が依拠する資産負債測定アプローチを比較し、繰延対応アプローチでは、保険料収益は稼得されたときに、保険金費用は保険事象が生じたときに、そして、維持費用はそれが生じたときに認識されるとしている。一方、資産負債測定アプローチでは、全ての保険料、保険金及び諸経費の期待現在価値は、保険負債の当初測定の一部となり、当初認識時の純利益あるいは損失に影響し、そして、見積りについての事後の変化は、損益計算書に直ちに認識されるとしている。ここから、資産負債測定アプローチに依拠する DSOP (2001) では、損益計算書上、収益及び費用を表示せずに、保険負債の測定値の増減のみを表示することが提案されているように解釈される。

23) IASB [2004] para. BC6.

24) *Ibid.*, para. BC6(b) (なお、これには、二つの但し書きが付されている)。

(4) IASB の討議資料「保険契約に関する予備的見解」(2007年)

IFRS4 (2004) の公表後、フェーズⅡでは、まず、DP (2007) が公表された。DP (2007) では、保険負債を現在出口価値により測定することが提案されており、現在出口価値は、「報告日において残存している契約上の権利及び義務を他の企業に即座に移転するために保険者が支払うであろう金額²⁵⁾」と定義される。なお、IP (1999) 及び DSOP (2001) は、保険契約を金融商品として捉えていたが、DP (2007) では、そのようには明言されていない。

また、DP (2007) では、損益計算書において収益 (及び費用) を表示するという点については、結論が出ていないとしている。²⁶⁾

(5) 初期の公表物の検討

これまでの検討を踏まえて、初期の公表物の特徴について整理していく。まず、初期の公表物においては、大まかにいえば、保険契約を、現金やその他の金融商品の引渡し (あるいは受取り) を生じさせる契約上の義務 (あるいは権利) を創出する金融取引として捉えており、そして、この当時、金融商品の現在出口価値 (公正価値) による測定が検討されていることから、保険負債の現在出口価値による測定²⁷⁾が提案されている。

現在出口価値というのは、第三者 (市場参加者) を仮想し、現時点において保険者が保険契約を第三者に移転 (売却) するために、企業が保険契約の移転の対価として第三者に支払わなければならない金額であり、つまりは現時点の移転 (売却) 価格である。よって、このような属性によって測定される保険負債は、現時点の (仮想的な第三者に対する) 支払義務を意味するものとして捉えられる。²⁸⁾

保険契約についての現在出口価値は、より詳細には、第三者が、将来に亘り負担すると予想するキャッシュアウトフロー (COF) から、将来に亘り受領すると予想するキャッシュインフロー (CIF) を控除し、そこに、リスク調整 (risk adjustment: RA) を加味した金額を何らかの利子率で割り引いて算定される。²⁹⁾ この価格を算定するための要素であるキャッシュアウトフローには予想される保険金と諸経費が、また、キャッシュインフローには予想される保険料が該当する。そし

25) IASB [2007] para. 118.

26) *Ibid.*, paras. 336, 324を参照。

27) 上野 [2009] 180-182頁では、保険負債の現在出口価値 (公正価値) での測定が、経営者の行動にどのような影響をもたらすのかという点について検討されている。

28) 保険者が現時点での (仮想的な第三者に対する) 支払義務を負うとき、反対に、仮想的な第三者は現時点での (保険者に対する) 受取権利を獲得する。つまり、一方の企業に金融負債を、他方の企業に金融資産を生じさせており、従って、保険契約は、注12でみた国際会計基準における金融商品の定義を満たすと考えられる。

29) IASC [1999] paras. 564-566, IASB [2001] para. 4. 1, IASB [2007] para. 31を参照。リスク調整については、IASC [1999] では、「リスクと不確実性に対する引当」(para. 227) と呼び (ただし、「リスク調整」や「リスクプレミアム」などと記載している箇所もある (paras. 612-619を参照)), IASB [2001] では、市場参加者のリスク選好と整合するリスク調整を「マーケットバリューマージン」(para. 5. 31) と呼んでいる。また、IASB [2007] では、「リスクマージン」(para. 72) と記述している。後にみる IASB [2010b] 及び IASB [2013] では、「リスク調整」と記載されており、本稿では、一貫して、「リスク調整」という言葉を用いる。

て、リスク調整は、簡潔に言えば、保険契約から生じる将来キャッシュフローの不確実性（リスク）を負担することに対して第三者（市場参加者）が要求する報酬であり、貨幣の時間価値を基礎とする利子とともに、正常利益として捉えられる。³⁰⁾

現在出口価値の算定式は、単純化のため利子率を0%と仮定すると、³¹⁾ ①式のように表せる。①式を構成する右辺の各項の添え字 M は、各項が仮想的な第三者（市場参加者）による見積りであることを示す。³²⁾

$$\text{現在出口価値} = \text{COF}_M - \text{CIF}_M + \text{RA}_M \dots\dots\dots \text{①}$$

保険契約締結時においては、上記のようにして算定される現在出口価値は、通常、予想されるキャッシュアウトフローとリスク調整の合計額を予想されるキャッシュインフローが上回るから、マイナスになる。これは、現時点において、保険者が仮想的な第三者に保険契約を移転するとき、保険者が第三者から受け取る金額であり、ここから、保険者は、現時点の（仮想的な第三者に対する）受取権利を有していると解釈される。従って、保険契約締結時点では、保険負債ではなく、³⁴⁾「保険資産（insurance asset）」が計上される。

そして、この保険資産の計上に対応して、いわゆる初日利得が生じる。³⁵⁾ 初日利得は、仮想的な第三者（市場参加者）が要求する報酬（正常利益）を超えて、保険者が要求できる報酬であるといえ、従って、その基本的な性質は超過利益であると考えられる。^{36) 37)}

30) IASB [2007] では、リスクマージンは、「リスクを負担することへの報酬」（para. 75）であり、「市場参加者がリスクを負担することに対して要求するマージンの明示的で偏りのない見積りであるべき」（para. 86 (b)）としている。また、IASB [1999] では、保険負債の公正価値の推定の際には、「見積もられる将来キャッシュフローに固有の不確実性を負担することに対して市場参加者が要求するプレミアムを含むべき」（para. 619）としている。

31) この点については、Macve and Serafeim [2006] pp. 20-22が参考になる。

32) IASB [2007] では、リスク調整（リスクマージン）のほかに、サービスマージンというものが記載されている。リスク調整（リスクマージン）はリスクを負担することへの報酬である一方、サービスマージンはその他のサービスを提供することへの報酬であると考えられているようである（para. 87を参照）。しかしながら、その他のサービスの提供により負担するものも現在出口価値の構成要素である将来 COF に取り込まれている（Macve and Serafeim [2006], p. 46, fn. 32が参考になる）と仮定すると、（仮想的な）第三者が要求する報酬は、将来 CF の不確実性（リスク）を負担することへの対価であるリスク調整（リスクマージン）（と貨幣の時間価値を反映する利子）のみであり、「それ以上はない（no more）」（*Ibid.*, p. 45, fn. 32）と考えられる。

なお、サービスマージンについては、コメントレーターの提出者の多くが、その理論的根拠に理解を示さず、サービスマージンを含めることに反対した（IASB [2008] para. 7(c), IASB [2010b] para. BC49(e)を参照）。

33) 利子率を0%と仮定して、議論を単純にする手法は、Forfar and Masters [1999], Macve and Serafeim [2006], Horton *et al.* [2011] に学んでいる。

34) IASB [2001] para. 3. 36(a), fn. 15。一方、IASB [2007] では、保険資産ではなく、顧客関係（customer relationship）という勘定が用いられている（Appendix G Example 9を参照）。しかしながら、現在出口価値がプラスのときには、保険負債と呼ぶのだから、反対に、現在出口価値がマイナスのときには、保険資産と呼ぶ方が自然であるように考えられる。保険負債は、（仮想的な第三者に対する）支払義務を意味するのに対し、保険資産は、（仮想的な第三者に対する）受取権利を意味するといえる。

35) IASB [1999] paras. 591, 597, IASB [2001] paras. 3. 38(c), 3. 43, IASB [2007] para. 83を参照。

36) IASB [2001] para. 3. 44では、保険契約の当初認識時に重要な損益が生じる場合には、誤りや見落しを回

保険契約締結後に、保険者が保険料を一括で受領すると、保険資産は減少し、反対に、保険負債が増加し、そして、例えば保険契約期間の各期末に、保険金や諸経費が実際に生じると、保険負債は減少する³⁹⁾。また、保険契約期間が経過していくと、通常、保険契約から生じる将来キャッシュフローの不確実性(リスク)は減少し、よって、(第三者がその時点において要求する報酬である)リスク調整の金額が徐々に減少していくため、各期末においては、その期において減少したリスク調整が利益認識され、その分だけ保険負債が減少する。つまり、保険契約期間の各期末に認識される利益というのは、正常利益部分であると考えられる。ここでの正常利益は、保険契約に関して、当期中、保険契約から生じるキャッシュフローの不確実性(リスク)を負担したことに對して、保険者自身ではなく、仮想的な第三者(市場参加者)が要求する報酬を表して⁴⁰⁾いる。

また、損益計算書については、IP(1999)では収益及び費用の表示が提案されているものの、これ以外の初期の公表物では、明確な提案はなされていなかった。しばしば、保険契約は金融取引なのかそれともサービス取引なのかということが論点となるが、⁴¹⁾かりに保険契約をサービス取引として捉える場合には、損益計算書では、保険者が稼得した当該サービスの提供の成果と、当該サービスの提供のためにかけた犠牲を対応させるために、収益と費用を表示することが考えら

36) 避するため(見積りに必要な)全ての仮定を再度確認することが特に重要であるとしたうえで、ニッチな市場で、あるいは特別な販売網により営業する保険者は、時には、当初認識時に重要な純利益を実現することができるだろうと指摘しており、これは、当初認識時の利益の基本的な性質が超過利益であるということ述べたものと考えられる。また、IASC [1999] para. 596, IASB [2007] para. 83 (a) (c) においても同様のことが指摘されている。正常利益・超過利益については、Macve and Serafeim [2006] pp. 20-25, Horton *et al.* [2011] p. 499が参考になる。

37) 本稿では、いわゆる新契約費(acquisition costs)については、生じないものと仮定しているが、かりに新契約費を考慮すると、初日利得は新契約費の回収に見合う金額と超過利益の合計として捉えられる。この点については、本稿の補論にあたる川崎 [2015b] を参照。

38) すなわち、 \square 式で示した現在出口価値を構成するマイナスの要素である「 $-CIF_M$ 」が、実際の保険料の受領により剥落する。かりに、保険料を一括で受領することを想定すると、保険料受領後の保険負債の測定値(その時点における現在出口価値)は、 \square 式から「 $-CIF_M$ 」を除いたものとなる。

39) 保険契約を仮想的な第三者が引き受けるときに生じるであろう金額と、保険者自身が引き受けるときに生じる金額が一致しない場合、実際に保険料を受領したり保険金や諸経費が生じたりするときに、両者の差異が当期の損益に含まれることになる。この損益は、自他差異というような性格のものであると考えられる。保険料や保険金については、基本的には、両者は一致すると考えられるので、自他差異は生じないといえる。一方、諸経費については、例えば、仮想的な第三者と保険者の間に業務の効率性についての差異がある場合、保険契約を仮想的な第三者が引き受けるときに生じるであろう金額と、保険者自身が引き受けるときに生じる金額は、異なってくると考えられる。この場合には、上記のような自他差異が生じることになる。

なお、IASB [2007] では、諸経費(IASB [2007] でいうところのサービスコスト)について、「負債の測定は、市場参加者が負うであろうサービスコストを基礎としなければならない」(para. 60)としているが、「実務上は、他の市場参加者よりも保険者が著しく効率的であるまたは効率的でないという明確な証拠がない限り、保険者は保険者自身のサービスコストの見積りを使用することになるだろう」(para. 62)としている。

40) 保険契約締結時や保険契約期間の各期末に認識される利益は、保険者がその時点において保険契約を第三者に移転すると仮定するときを得られる利益であると考えられ、このことに注目すると、擬制売却損益としても捉えられる。

41) この点については、Forfar and Masters [1999] paras. 5. 4. 7(c), 5. 4. 8(d), 6. 1. 1-6. 1. 2, Klumpes *et al.* [2009] p. 217, 川崎 [2015a] が参考になる。

れる。一方、保険契約を金融取引として捉える場合には、保険負債（あるいは保険資産）の測定値の変動自体が当期の損益と結びつき、これが損益計算書に表示されると考えられる。よって、保険契約をサービス取引とみる場合に表示される収益と費用といったものは、保険契約を金融取引とみる場合には登場しない。

上記の検討についてまとめると、まず、初期の公表物では、保険契約を金融取引として捉えており、そして、この当時、金融商品を現在出口価値で測定することが検討されていたため、保険負債についても現在出口価値での測定を提案しているが、このような測定を行う場合、保険負債は、現時点の（仮想的な第三者に対する）支払義務を意味すると解釈される。そして、このような測定の結果、保険契約締結時には、初日利得が計上されるが、これは超過利益を意味しており、また、保険契約期間に亘り徐々に認識される利益は、正常利益を意味していると捉えられる。最後に、損益計算書の表示については、IP（1999）を除き、明確な提案はなされていないが、保険契約を金融取引として捉える場合には、収益と費用の対応関係を表示するのではなく、保険負債（あるいは保険資産）の測定差額が当期の損益として計上されるのではないかと考えられる。⁴²⁾

初期の公表物の大きな特徴は、保険負債を現在出口価値で測定するところにあると考えられる。しかしながら、こうした属性によって保険負債を測定することは、仮想的な第三者ではなく、保険者自身が保険契約を履行するという現実の状況と矛盾しているといえる。^{43) 44)}同様の指摘が、多くの利害関係者から寄せられ、つぎに検討する2010年の公表物では、この点について変更がなされている。また、保険負債を現在出口価値で測定すると、保険契約期間中の各期に生じる利益は、保険契約の移転先の仮想的な第三者が稼得したであろう利益を示すことになるが、こうした利益も、仮想的な第三者ではなく、保険者自身が保険契約を履行するという現実の状況を反映していないと考えられる。

3. 2010年の公表物にみる論点

(1) IASB の公開草案「保険契約」及び FASB の討議資料「保険契約に関する予備的見解」

既述のように、初期の公表物においては、保険負債（あるいは保険資産）を現在出口価値で測定する。現在出口価値は、保険契約を引き継ぐ仮想的な第三者（市場参加者）の観点から見積もられると考えられる。また、現在出口価値による測定の結果、保険契約締結時には、いわゆる初日利得が計上される。

42) より具体的に、どのような財務諸表が作成されるのかということは、本稿の付録を参照。

43) もっとも、IASB [2007] では、「現在出口価値での保険負債の測定は、保険者が第三者に対して負債を移転できる、移転するだろう、あるいは移転すべきということを暗示することが意図されているのではない。実際、多くの場合において、保険者は第三者に対して負債を移転できないし、移転を望んでもいないだろう。むしろ、この測定属性に特定する目的は、財務諸表利用者が経済的意思決定を行うのに資する有用な情報を提供することにある」(para. 94) と述べられている。保険契約を保険者自身が履行するという現実の状況とは矛盾すると考えられる。保険負債の現在出口価値での測定は、財務諸表利用者にとって有用な情報といえるのかという点が問題となる。

44) 小川 [2008] 86-88頁では、保険負債の現在出口価値による測定についての問題点が整理されている。

しかしながら、IASBのDP(2007)に対してコメントを提出した多くの利害関係者が、「測定アプローチの目的は、第三者に対する負債の移転の価格の見積りを反映するよりも、むしろ、保険者が一般的に、保険契約者が(契約記載の事象が生じて)該当者になるときに、保険契約者に給付金及び保険金を支払うことによって、時間をかけて負債を履行するつもりでいるという事実を反映すべきである」と主張した。これを受けて、IASBのED(2010)では、保険負債の測定にあたり、第三者の観点ではなく、保険者自身の観点から見積りを行うことが提案されている。

また、保険契約締結時に初日利得が計上される点については、IASBのDP(2007)に対してコメントを提出した利害関係者の間で見解が分かれたが、最終的に、IASBのED(2010)では、「保険者は初日利得を認識すべきではない」としている。その理由として、保険契約締結時では、保険者は「履行義務を充足していない」ということが挙げられている。

この二つの変更点を反映して、IASBのED(2010)では、保険負債は、保険契約締結時に、二つの構成要素によって測定される。一つは、「履行キャッシュフローの現在価値(present value of the fulfilment cash flows)」であり、これは、「(仮想的な第三者ではなく)保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来のキャッシュアウトフローから将来のキャッシュインフローを控除した金額の期待現在価値で、これらの将来キャッシュフローの金額や時期についての不確実性の影響が調整されたもの(すなわち、リスク調整が考慮されたもの)」である。

履行キャッシュフローの現在価値は、通常、契約当初はマイナスの値になる。従って、履行キャッシュフローの現在価値のみで保険負債を測定すると、契約締結時にはマイナスの保険負債(あるいは保険資産)が計上されることになるが、そうすると、これに対応して、初日利得が生じる。IASBのED(2010)では、「契約締結時におけるいかなる利得も排除する」ため、

45) IASB [2010b] para. BC49(a) (括弧書きは筆者)。

46) IASBの初期の公表物及びFASBの2010年の公表物では、「保険負債」(insurance liability)とされていたが、IASBの2010年以降の公表物及びFASBの2013年の公表物では、「保険契約負債」(insurance contract liability)とされている。本稿では、一貫して、「保険負債」と記述する。

47) IASB [2010b] para. BC50(a)を参照。

48) *Ibid.*, para. BC49(a) (iii)を参照。

49) *Ibid.*, para. BC121。

50) *Ibid.*, para. BC121(a)。

51) *Ibid.*, para. 17を参照。なお、保険負債は、個々の保険契約に対してというよりも、概ね類似のリスクに晒され、単一のプールとして一緒に管理される。多数の保険契約のポートフォリオに対して集団的な観点から測定される(*Ibid.*, paras. 20, 23, 36, Appendix Aを参照)。これは、後に述べるFASBのDP(2010)においても同様である(FASB [2010b] paras. 55-56, fn. 11を参照)。

52) IASB [2010b] para. 17(a)。

53) *Ibid.*, para. 17(a) (括弧書きは筆者)。

54) 後に述べるように、履行キャッシュフローがプラスの値になる場合、保険者にとって、保険契約(という投資)の経済価値がマイナスであることを意味する。従って、履行キャッシュフローがプラスの値になる場合には、合理的な保険者であれば、当該保険契約を引き受けないと考えられる。

55) *Ibid.*, para. 17(b)。公表されている翻訳では、「契約締結時」ではなく、「契約開始時」とされている。'at inception of the contract'であるので、直訳すれば「契約開始時」となるが、しかしながら、保険負債の当初認識時点は、「保険者が保険契約の当事者になる時」(*Ibid.*, para. 13)であり、これは「契約締結時」を意味すると考えられる。一方、後にも言及するように、IASB [2013]では、利害関係者からのコメントを受けて、当初認識時点は、「契約開始時」に変更されていると捉えられる(para. 12を参照)。

つまり、初日利得の計上を阻止するために、保険負債の測定値を構成するもう一つの要素として、「残余マージン」⁵⁶⁾ (residual margin: RM) を導入する。契約締結時には、残余マージンは、履行キャッシュフローの現在価値に反対の符号を付した金額となる。従って、契約締結時の保険負債の測定値は0となる。

また、2008年より、保険会計基準設定の議論はIASBとFASBの共同で行われるようになり、上述のIASBのED(2010)と同時期に、FASBのDP(2010)が公表された。IASBのED(2010)では、リスク調整と残余マージンを区分し、リスク調整を履行キャッシュフローに含めるが、一方、FASBのDP(2010)では、両者を一括りに「複合マージン」⁵⁸⁾ (composite margin: CM) と呼ぶ。FASBのDP(2010)では、保険負債は、「純キャッシュフローの確率加重平均された見積りの現在価値 (present value of the probability-weighted estimate of net cash flows)⁵⁹⁾」と複合マージンという二つの要素により測定される。保険契約締結時には、純キャッシュフローの現在価値が通常マイナスになると考えられるが、この現在価値に、符号が反対でこれと同額の複合マージンを加算することによって、保険契約締結時の保険負債の測定値は0となる。

このように、IASBのED(2010)とFASBのDP(2010)では、リスク調整と残余マージンを区分するのか、それとも一括りに扱うのかという点において異なる。しかしながら、両者は、保険負債の測定値を保険者自身の観点から見積もる点や初日利得を計上しない点において共通である。

最後に、包括利益計算書の表示 (presentation) について、IASBのED(2010)では、「マージンアプローチ (margin approach)⁶⁰⁾」が提案され、また、FASBのDP(2010)においても、審議会のメンバーの多くはIASBのED(2010)の提案に同意している旨が述べられている。マージンアプローチは、「保険契約に関連する全てのキャッシュインフローを保険契約者集団から受領する預り金として、そして、全てのキャッシュアウトフローを保険契約者集団への返済としてみる」⁶²⁾ものである。よって、包括利益計算書には、当期に帰属すると判断される保険者の報酬 (IASBのED(2010)ではリスク調整と残余マージン、FASBのDP(2010)では複合マージン⁶³⁾) のみが

56) IASB [2010b] paras. 17(b), BC121。

57) 残余マージンの性質については、リスク調整の性質とともに、(2)⑤[2]で検討している。

58) FASB [2010b] para. 51。IASB [2010b] のようにリスク調整と残余マージンを区分するアプローチは two-margin approach、FASB [2010b] のように両者を一括りに取り扱うアプローチは composite margin approach と呼ばれる (IASB [2010b] paras. BC105-107、FASB [2010b] para. 50を参照)。

59) *Ibid.*, para. 50。 *Ibid.*, para. 54も参照。

60) IASB [2010b] para. BC160。これは、要約マージンアプローチ (summarised margin approach) とも呼ばれる (*Ibid.*, para. BC160を参照)。

61) FASB [2010b] para. 125を参照。

62) IASB [2010b] para. BC160。公表されている翻訳では、「保険契約者集団」ではなく、ただ「保険契約者」と記載されているが、「保険契約者集団」と翻訳する方が、原文 (the community of policyholders) に忠実である。また、注69においても記載しているように、このアプローチは、多数の保険契約者を集団として扱うことで成り立つものであると捉えられるため、「保険契約者集団」と翻訳することが重要ではないかと考えられる。マージンアプローチについては、*Ibid.*, para. 74、FASB [2010b] paras. 115, 126 (Example 4 Alternative 1) も参照。

63) IASB [2010b] では、包括利益計算書に、引受マージンとして、リスク調整の変動額と残余マージンの解

保険引受マージンとして表示される。そこでは、収益と費用の対応という概念は登場しない。

(2) 2010年の公表物の検討

① 初期の公表物からの変更点

既述のように、初期の公表物においては、基本的には、保険契約を金融取引として捉えて、保険負債を現時点の(仮想的な第三者に対する)支払義務とみて、現在出口価値により測定していると考えられる。一方、2010年のIASBのEDでは、保険負債を保険者自身の見積りに基づき測定することが提案され、また、保険契約締結時の初日利得の計上が排除されている。こうした提案は、2010年のFASBのDPにおいても同様である。

初日利得の計上を排除する理由として、契約当初では、保険者は履行義務を充足していないということが挙げられている。この点を勘案すると、2010年の公表物では、保険負債を履行義務とみていると捉えられる。⁶⁴⁾ここでの履行義務というのは、保険者が、保険契約者に特定の事象についての保険カバーを保険契約期間中に亘って提供する義務であると考えられる。⁶⁵⁾そして、2010年の公表物では、保険契約をどのようなものとして捉えているのかということが不明瞭であるが、このように、保険負債を履行義務とみる場合には、そもそも、保険契約を、保険者が、保険契約者に特定の事象についての保険カバーを保険契約期間中に亘って提供し、その見返りとして、保険契約者から対価を得るというサービス取引とみているのではないかと考えられる。^{67) 68)}

ㄨ 放額を計上することが提案されている (para. 72(a)を参照)。残余マージンは、時の経過を基礎として(ただし、保険金や給付金が発生すると予想される時期が時の経過と著しく異なる場合には、当該時期を基礎として)、徐々に利益認識される (*Ibid.*, para. 50を参照)。FASB [2010b] では、「複合マージンは、ネットキャッシュフローの金額や時期に関連する不確実性に対する保険者のエクスポージャーを反映する(保険の)カバー期間と保険金請求処理期間に亘り利益認識される」(para. 82 (括弧書きは筆者))。

64) 初日利得計上の禁止に関して、IASB [2010b] では、このような理由が挙げられているが、一方、FASB [2010b] では、特段の記述はない。ただし、FASB [2009] pp. 11-13では、初日利得の計上について、主に収益認識プロジェクトとの整合性の観点から議論されており、その結果、初日利得を認識すべきでないとしている (*Ibid.*, para. 36を参照)。そして、このように初日利得を認識しないという「FASBの決定は、収益認識プロジェクトにおけるアプローチと整合させるため、保険者は、(保険)カバーの期間前には保険契約者に対するいかなる義務も充足していないから、(保険)カバーを提供する前に保険料(収益)を認識すべきでないという見方を基礎としていた」(IASB and FASB [2012] para. 18 (括弧書きは筆者))とされている。また、FASBのDPが公表された2010年には、FASBとIASBから公開草案「顧客との契約から生じる収益」も公表され、そこでは、「企業は履行義務の充足時に収益を認識する」(FASB [2010a] para. 25, IASB [2010a] para. 25)とされる。これらの点を勘案すると、FASB [2010b] において初日利得を計上しない理由は、IASB [2010b] と同様、契約当初においては、保険者は履行義務を充足していないためと解釈される。

65) 履行義務は、2010年に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益」では、「顧客との契約において財又はサービスを当該顧客に移転するという(明示的あるいは非明示的な)強制可能な約束」(IASB [2010a] Appendix A, FASB [2010a] Appendix A)と定義されている。

66) 保険契約の認識時点について記述するIASB [2010b] para. 14では、「保険者はつぎの二日のうちの早い日に保険契約の当事者になる」とされ、それらの日として、「(a) 保険者が保険契約の条件により拘束される時」と「(b) 保険者が契約のもとのリスクに初めて晒される時。それは、保険者が保険事象について保険契約者に保険カバー (insurance coverage) を提供する義務からもはや逃れられず、特定の保険契約者のリスクを再評価する権利をもちや有しておらず、そして、その結果として、そのリスクを完全に反映する価格を設定できなくなる時」(下線は筆者)が挙げられている。FASB [2010b] para. 44においても同様の記載がなされている。ここで、下線で示した部分が、保険者の履行義務を意味していると捉えられる。

以上より、保険契約の捉え方及び保険負債の捉え方について、2010年の公表物では、初期の公表物から変化していることが分かる。すなわち、初期の公表物では、保険契約を金融取引とみて、保険負債を（仮想的な第三者に対する）現時点の支払義務とみていたが、2010年の公表物では、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみていると考えられる。

② 包括利益計算書

このように、2010年の公表物では、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみていると捉えられるが、一方で、包括利益計算書の表示方法について、IASBのED(2010)では、マージンアプローチが提案され、FASBのDP(2010)においても、審議会のメンバーの多くがこのアプローチに同意している。マージンアプローチは、保険契約に関連するキャッシュインフローを保険契約者集団から受領する預り金として、キャッシュアウトフローを保険契約者集団への返済として捉えるものである。よって、このアプローチでは、包括利益計算書には、当期に帰属すると判断される保険者の報酬のみが表示され、そこでは、収益と費用の対応関係は表示されない。

2010年の公表物では、このアプローチを、専ら、包括利益計算書の表示の論点として取り扱っているが、しかしながら、これは、表示だけの問題というよりも、そもそも、保険契約をどのようにみるのか、そして、保険負債をどのようにみるのかという論点に繋がると考えられる。すなわち、このアプローチを採用するということは、保険契約を、保険契約者集団からの保険料の預かりとその返済という金融取引とみて⁶⁹⁾、保険負債を、保険契約者集団からの預り金とみていると考えられる。

③ 保険負債の測定

上記のように、2010年の公表物における、包括利益計算書の表示の記述に基づけば、保険負債は保険契約者集団からの預り金ということになるが、それでは、これらの公表物において、保険負債の測定値はどのような意味を有しているのだろうか。ここでは、この点について検討を行う。既述のように、保険負債は、IASBのED(2010)では、履行キャッシュフローの現在価値に残余マージンを加えて測定され、また、FASBのDP(2010)では、純キャッシュフローの現在価値に

67) 後に検討する2013年の公表物においても、保険負債を履行義務とみていると考えられるが、2013年の公表物では、保険契約の捉え方は、2010年の公表物と比較してより明確になる。すなわち、IASB[2013]では、「保険契約により提供される主要なサービスは保険カバーの提供である」(para. BC26)とされ、また、後にも触れるように、FASB[2013]では、「保険サービス」(paras. BC218, BC381)という記載が見受けられる。

68) 「保険カバーの提供」は、換言すれば、「保険者が、保険契約者が特定の事象について抱えている不確実性(リスク)を契約期間中に亘って引き受けるというサービスの提供」(川崎[2015a] 88頁)であると考えられる。

69) ここでの見方は、保険契約は集団的な観点から捉えると資金の調達とその返済という金融取引にみえるという点に着目したものであると捉えられる。例えば、保険者が100人の保険契約者から保険料を1万円ずつ受領し、後に、一人の保険契約者に契約記載の事象が生じ、当該保険契約者に対して100万円の保険金が支払われる場合、集団的な観点からすると、保険者は保険契約者集団から100万円を受領し、後に、当該集団に100万円を返済しているようにみえる。この例は、保険料として、保険金と対応する純保険料部分を念頭に置いているが、保険金及び諸経費に対応するいわゆる営業保険料についても、同様の見方が成立すると考えられる(この点は、川崎[2015a] 93頁を参照。また、本稿の注90も参照)。

複合マージンを加えて測定される。これらを示したものが②式と③式である。なお、ここでは、これまでと同様に、利子率を0%と仮定している。また、各項の添え字のESは、保険者固有の見積りであることを表す。

$$\begin{aligned} \text{保険負債} &= \text{履行キャッシュフロー} + \text{残余マージン} \\ &= \text{COF}_{\text{ES}} - \text{CIF}_{\text{ES}} + \text{RA}_{\text{ES}} + \text{RM}_{\text{ES}} \cdots \cdots \cdots \text{②} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{保険負債} &= \text{純キャッシュフロー} + \text{複合マージン} \\ &= \text{COF}_{\text{ES}} - \text{CIF}_{\text{ES}} + \text{CM}_{\text{ES}} \cdots \cdots \cdots \text{③} \end{aligned}$$

保険契約締結時点では、残余マージンは履行キャッシュフロー（の現在価値）に反対の符号を付した金額で測定され、また複合マージンは純キャッシュフロー（の現在価値）に反対の符号を付した金額で測定される。よって、保険契約締結時点の保険負債の測定値は、②式、③式ともに、0となる。これらを示したものが④式と⑤式である。また、⑥式は、保険契約締結時点における、複合マージンとリスク調整・残余マージンの関係を示す。

$$0 = \text{COF}_{\text{ES}} - \text{CIF}_{\text{ES}} + \text{RA}_{\text{ES}} + \text{RM}_{\text{ES}} \cdots \cdots \cdots \text{④}$$

$$0 = \text{COF}_{\text{ES}} - \text{CIF}_{\text{ES}} + \text{CM}_{\text{ES}} \cdots \cdots \cdots \text{⑤}$$

$$\text{CM}_{\text{ES}} = \text{RA}_{\text{ES}} + \text{RM}_{\text{ES}} \cdots \cdots \cdots \text{⑥}$$

この0という金額は、保険契約締結時点における保険者の保険契約者集団からの受領額、すなわち、預り金額が0であることを示していると考えられる。そして、保険契約締結後に、保険者が保険契約者集団から保険料を受領する（預かる）と、保険契約者集団からの預り金が増加し、従って、保険負債が増加する⁷¹⁾。また、既述のように、本稿では、利子率を0%として取り扱っているが、かりに利子率を考慮するならば、保険負債は時の経過とともに利子分だけ増加する^{72), 73)}。そ

70) 注39においても言及したように、保険者自身の観点から見積りを行う場合と、仮想的な第三者（市場参加者）の観点から見積りを行う場合とでは、とりわけ、業務の効率性の違いにより、COFに含まれる諸経費の金額が異なってくると考えられる。また、保険者自身と仮想的な第三者（市場参加者）とでは、リスク回避度が異なるといえ、この違いにより、リスク調整（RA）の金額が異なってくると考えられる。

71) 保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる場合、保険負債の測定方法としては、過去法と将来法があり（詳細は川崎 [2015a] 93-96頁を参照）、本稿で示した④式や⑤式は、保険負債を将来法により測定しているものとして捉えられる。保険契約締結後に、保険者が保険契約者集団から保険料を受領すると、保険契約締結時の保険負債の測定値0を構成するマイナスの要素である「-CIF_{ES}」の項が、予測から事実への変化に伴い剥落することにより、保険負債（預り金）の測定値は増加する。この項の剥落後の金額が、保険料受領後の保険負債の測定値となる。つまり、④式や⑤式の右辺の「-CIF_{ES}」を左辺に移項すると、CIF_{ES} = COF_{ES} + RA_{ES} + RM_{ES} あるいは CIF_{ES} = COF_{ES} + CM_{ES} となる。これらの式の右辺は、将来法により算出される、保険料受領時の保険負債の測定値を示し、当該金額は、現時点における実際の保険料受領額を示す、これらの式の左辺と一致する。なお、左辺は、過去法により算出される、保険料受領時の保険負債の測定値を意味している。

72) 保険負債を保険契約者集団からの預り金として捉える場合には、保険負債の測定に使用される割引率としては、保険料を算定する際に用いられる予定利子率（契約利子率）が妥当なのではないかと考えられる。保険者は、保険契約者集団から受領した保険料を、保険契約期間中に亘り（契約記載の事象が生じるまで）使用することができる見返りとして、利子を負担すると考えられる。

一方、割引率について、IASB [2010b] では、「時期、通貨及び流動性などについて、保険契約負債の特

して、保険契約者集団（のうちの誰か）に保険金を支払うと、当該集団への預り金の返済として捉えられ、よって、保険負債（預り金）は減少する。

④ 保険契約の捉え方及び保険負債の捉え方

初期の公表物の提案では、初日利得が計上されるが、2010年の公表物では、保険契約締結時には、履行義務を充足していないとして、初日利得の計上が禁止されている。この点に注目すると、2010年の公表物では、保険負債を履行義務とみていると捉えられる。そして、保険負債を履行義務とみる場合、そもそも、保険契約をサービス取引とみていると考えられる。

一方、2010年の公表物では、包括利益計算書の表示について、キャッシュインフローを保険契約者集団から受領する預り金として、キャッシュアウトフローを保険契約者集団への返済として捉えるマージンアプローチが採用されている。この点に注目するならば、2010年の公表物は、保険契約を保険契約者集団からの保険料の預かりとその返済という金融取引とみて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみているように捉えられる。

それでは、2010年の公表物は、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみているのだろうか、それとも、保険契約を金融取引とみて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみているのだろうか。2010年の公表物では、マージンアプローチを、包括利益計算書の表示だけの論点として取り扱っている。このことを勘案すると、2010年の公表物では、あくまで、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務として捉えていると考えられる。

⑤ 保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみるときの会計処理

[1] 対価受取権利、履行義務、期待利益

では、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみる立場を採るとき、どのような会計処理がなされることが適切だろうか。⁷⁴⁾ここでいうサービス取引は、既述のように、保険者が、保険契約者に特定の事象についての保険カバーを保険契約期間中に亘って提供し、その見返りとして保険契約者から対価を得ることを意味すると考えられる。従って、包括利益計算書では、サービスの提供により保険者が負う犠牲が費用として計上され、サービスの提供により保険者が稼得する成果が収益として計上されると考えられる。

保険者は、保険契約の締結により、履行義務を引き受けると同時に、サービスの提供の対価を保険契約者から受け取る権利（対価受取権利）を獲得する。この対価受取権利は、保険者が保険

74) 性を反映するキャッシュフローの特性を持つ商品の観察できる現在の市場価格と整合的」(para. 30(a))で、ただし、「観察される利率に影響するが保険契約負債に関連しない要因（例えば、保険契約負債に存在しないが、市場価格が観察される商品には存在するリスク）は除外する」(para. 30(b))と規定される。この点では、FASB [2010b]においても同様である (para. 64)。

73) なお、IASB [2010b] では、④式や⑤式でいうところの $COF_{ES} - CIF_{ES}$ のみならず、「利率はリスク調整 (RA_{ES}) に対して計上される」(para. BC131 (括弧書きは筆者))とし、また、「利率は残余マージン (RM_{ES}) に対しても計上されるべき」(para. BC131 (括弧書きは筆者))としているが、一方、FASB [2010b] では、「利率は複合マージン (CM_{ES}) に対して計上されない」(para. 92 (括弧書きは筆者))としている (ただし、この点については、FASB [2013] では変更されている (本稿の注105を参照))。

IASB [2010b] のように、 COF_{ES} 、 CIF_{ES} 以外の構成要素に対しても利率が付与されることが妥当であると思われる (本稿の注72の前段を参照) が、この点は、今後の課題である。

74) ここでは、川崎 [2015a] 88-90頁をベースに、検討を行う。

契約者から受領すると見込む保険料 (CIF_{ES}) の現在価値で測定されると考えられる。一方の履行義務は、保険カバーを契約期間中に亘り提供することにより、保険者が負担すると予想する金額の現在価値で測定されると考えられ、この金額は、予想される保険金と諸経費の合計 (COF_{ES})⁷⁵⁾ といえる。かりに、いわゆる両建処理を採用すると、対価受取権利を意味する保険資産と、履行義務を意味する保険負債が計上される。保険契約締結時点においては、通常、保険資産の測定値が保険負債の測定値を上回ると考えられる。両者の差額は、サービスの提供に対して保険者が稼得すると見込む報酬の現在価値であり、つまり、これは期待利益の測定値であるといえる。貸借対照表の貸方の負債を企業が負う義務と定義する場合、期待利益は、保険者が負う何らかの義務を表していないので負債ではなく、むしろ (貸借対照表の貸方を二つに区分することを前提とすれば) 資本ということになる。期待利益は、その他の包括利益 (OCI) の1項目とする、あるいは資本に直入することによって、資本の部に計上され、そして、保険者が履行義務を果たしたとき⁷⁶⁾ に、期待利益のうち当期の保険者の報酬と判断される部分が、利益に振り替えられると考えられる。

また、かりに、いわゆる純額処理を採用すると、履行義務の測定値が対価受取権利の測定値を上回る場合には、保険者が負う純額の義務を表す保険負債が、反対の場合には、保険者が獲得する純額の権利を表す保険資産が計上される。保険契約締結時点では、通常、後者の場合が想定され、従って、借方に保険資産が、貸方に期待利益が計上される。

以上について、③で示した、FASB の DP (2010) における保険負債の測定式③と関連させて検討する。

75) 保険者は個々の保険契約者に対して履行義務を負うと考えられる。従って、保険負債は、保険契約者ごとに測定されることが理論的である。しかしながら、各々の保険契約者についていつ契約記載の事象が生じるのかということの予想は困難であるため、保険負債の測定に際しては、同質の不確実性 (リスク) を有する多数の保険契約を一つの集団とし、この集団について保険者が負担する金額が見積もられることになると考えられる。この点については、対価受取権利を意味する保険資産の測定においても、とりわけ保険料を保険契約期間中に亘り受領する (平準払の) 場合には、同様である。

一方、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる場合には、保険負債は保険契約者集団に対して測定されることが理論的である (注69を参照)。

76) 保険資産、保険負債の測定値は、将来予想されるキャッシュフローの現在価値であり、また、期待利益の測定値は、将来稼得されると見込まれる保険者の報酬の現在価値である。これらは、時の経過に従い、利子分だけ増加すると考えられる。そして、実際に保険料を受領したときには、予測から事実への変化に伴い保険資産が減少し、また、実際に保険金等が生じたときには、予測から事実への変化に伴い保険負債が減少し、さらに、当期に帰属すると判断される保険者の報酬が利益として認識されて、その分だけ期待利益が減少する。つまり、[現金/保険資産]、[保険負債/現金] (あるいは [保険負債/未払金])、[期待利益/利益] と会計処理されるため、そこでは、収益や費用といった名目勘定は登場しない。これは、保険負債を預り金として捉えている場合に限った話ではなく、将来の予測に基づいて測定している場合において共通であるといえる (この点については、IASB [1999] para. 805も参考になる)。この場合に、保険契約収益及び費用を表示するには、まず、当期の保険金や諸経費の金額と同額の保険契約収益及び費用を計上するという会計処理が追加されると考えられる ([保険契約費用/保険契約収益])。また、当期に係る保険者の報酬は、期待利益から利益に振り替え、これを収益の表示のために保険契約収益に組み替えるか、あるいは、直接収益に振り替えるという会計処理が考えられる ([期待利益/利益] [利益/保険契約収益] あるいは [期待利益/保険契約収益])。つまり、そこでは、保険契約収益は、保険金、諸経費の金額と保険者の報酬額が足し上げられて計算されることになる。

$$\begin{aligned} \text{保険負債} &= \text{純キャッシュフロー} + \text{複合マージン} \\ &= \text{COF}_{\text{ES}} - \text{CIF}_{\text{ES}} + \text{CM}_{\text{ES}} \cdots\cdots\cdots [3] \end{aligned}$$

[3]式の複合マージンは、保険者が稼得すると見込む報酬（期待利益）であるといえる。これまでの検討によると、複合マージンは、保険者が負う義務を表していないので、保険負債からは切り離されて、資本の部の1項目として計上されると考えられる。そして、純額処理を前提とすると、保険負債あるいは保険資産は、[3]式の純キャッシュフローの部分によって測定される。保険契約締結時点においては、通常、純キャッシュフローはマイナスの値になるから、借方に保険資産が計上され、これと同額の複合マージンが貸方に計上されると考えられる。

FASBのDP(2010)では、複合マージンを純キャッシュフローと併せて、保険負債に含めることで、初日利得が計上されないようにしているが、そうした結果として、保険負債の測定値は、保険者の保険契約者集団からの預り金という意味を有するようになったと捉えられる。この点については、IASBのED(2010)においても同様である。③で示したように、IASBのED(2010)においては、保険負債は[2]式によって測定される。

$$\begin{aligned} \text{保険負債} &= \text{履行キャッシュフロー} + \text{残余マージン} \\ &= \text{COF}_{\text{ES}} - \text{CIF}_{\text{ES}} + \text{RA}_{\text{ES}} + \text{RM}_{\text{ES}} \cdots\cdots\cdots [2] \end{aligned}$$

つまり、IASBのED(2010)では、初日利得の計上を阻止するために、履行キャッシュフローと残余マージンという二つの要素を保険負債に含めるが、この結果として測定される保険負債の金額は、保険者の保険契約者集団からの預り金額⁷⁷⁾を意味しているといえる。

[2] リスク調整と残余マージン

(i) 正常利益と超過利益

FASBのDP(2010)では、リスク調整(RA_{ES})と残余マージン(RM_{ES})は区分されず一括して、複合マージン(CM_{ES})として扱われるが、一方、IASBのED(2010)では、RA_{ES}とRM_{ES}は区分されて、RA_{ES}はCOF_{ES}、CIF_{ES}とともに履行キャッシュフローに含められる。つまり、履行キャッシュフローは、[7]式で示される。

77) なお、IASB [2010b] や FASB [2010b] の保険負債の測定値（将来法による保険負債（預り金）の測定値）は、（生命）保険数学における責任準備金の計算方法（山内 [2009] 198, 227-228, 233-234頁）に照らして言えば、将来法かつ営業保険料式の責任準備金の金額として捉えられる（トーマツ [2011] 108-109頁、本稿の注71が参考になる）。

ただし、IASB [2010b] や FASB [2010b] の保険負債は、多数のシナリオと各シナリオが生じる確率をもとに加重平均して測定されるのに対し、我が国の保険業法が規定している標準責任準備金は、一つのシナリオをもとに測定される（トーマツ [2011] 110頁を参照）。従って、IASB [2010b] や FASB [2010b] の保険負債の測定値は期待値として、標準責任準備金の金額は最頻値として捉えられる。

測定値として、どの代表値を選択するのかということは重要な論点であると考えられる。この点について、黒川 [2002] 32-35頁では、経営主体の損失関数によって、期待値、中央値、最頻値についての経営主体の選択は異なるということが論じられている。

$$\text{履行キャッシュフロー} = \text{COF}_{\text{ES}} - \text{CIF}_{\text{ES}} + \text{RA}_{\text{ES}} \cdots \cdots \cdots \text{⑦}$$

一方、既述のように、IASBの初期の公表物では、保険負債は現在出口価値により測定されることが提案されていたが、この現在出口価値の算定式を示したものが①式であった。

$$\text{現在出口価値} = \text{COF}_{\text{M}} - \text{CIF}_{\text{M}} + \text{RA}_{\text{M}} \cdots \cdots \cdots \text{①}$$

①式と⑦式から明らかであるように、現在出口価値と履行キャッシュフローは、ともに三つの構成要素を有しているが、各構成要素は、前者では、仮想的な第三者（市場参加者）の観点から見積もられるに対し、後者では、保険者自身の観点から見積もられる。ここで、①式の RA_{M} は、保険契約から生じる将来キャッシュフローの不確実性（リスク）を負担することに対して仮想的な第三者が要求する報酬として捉えられ、これは第三者にとつての正常利益であると考えられた。そして、保険契約締結時には、①式から算定される金額は、通常マイナスになり、初日利得が生じるが、これは、正常利益を超えて生じるものであるから、その基本的な性質は超過利益であると考えられた。

こういったことを念頭に置くと、⑦式の RA_{ES} は、保険契約から生じる将来キャッシュフローの不確実性（リスク）を負担することに対して保険者自身が要求する報酬として捉えられ、これは保険者にとつての正常利益であるといえる。そして、保険契約締結時には、⑦式から算定される金額は通常マイナスになり、初日利得が生じるが、これを排除するため、IASBのED(2010)では、当該金額と同額で反対の符号を有する RM_{ES} が登場する。この RM_{ES} は、正常利益である RA_{ES} を超えて生じるものであるから、その基本的な性質は超過利益であると考えられる。超過利益は、正常利益を超えて、保険者自身が持つ何らかの強みにより追加で要求することができる報酬といえる。⁷⁸⁾

78) IASB [2010b] para. BC125では、残余マージンは、幾つかの要因の集合として捉えられるとし、それらの要因には、(a) 契約の組成、ポートフォリオ構築の対価、(b) 補助的サービス提供の対価 (IASB [2007]におけるサービスマージンの考え方 (本稿の注32を参照) を引き継いだものといえる)、(c) 商品開発の対価、(d) 保険者が重要な価格決定能力を有する場合の追加的なリターン、または、反対に、保険者が市場支配力を構築または維持しようとする場合のディスカウント、(e) 保険者が契約における義務を履行しないかもしれないリスクが含まれるとしている。これらのうち、(d) の前半部分が、(プラスの) 超過利益を意味しているといえる。

かりに、上記の要因の全てが重要であると考えられる場合には、残余マージン (RA_{ES}) の性格というのは一概には決め難く、残余マージンは (初日利得の計上を阻止するという目的のためだけに使用され、これ以上の意味を持たない) 単なる調整項目として捉えられることになるかもしれない (この点は、本稿の匿名審査員の先生のご指摘から示唆を得た)。

一方、本稿では、これらの要因のうち (d) (の前半部分) が、残余マージン (RA_{ES}) の本質的な性質なのではないかと考えている。つまり、既に検討したように、 RA_{M} は仮想的な第三者 (市場参加者) にとつての正常利益といえ、これを念頭に置くと、 RA_{ES} は保険者にとつての正常利益として捉えられる。そして、 RM_{ES} は、正常利益である RA_{ES} を超えて生じるものであるから、保険者が保険契約締結により期待する超過利益という性格をもつものと捉えられる。

なお、後述するIASB [2013] は、残余マージンを契約サービスマージンと呼んでいるが、そこでは、契約サービスマージンを、残余マージンのように幾つかの要因の集合としては捉えていない。契約サービスマージンについては、注97を参照。

以上の検討より、基本的には、 RA_{ES} は正常利益、 RM_{ES} は超過利益であると考えられる。そして、両者はともに、保険者が稼得すると見込む利益であると考えられる。従って、 RA_{ES} は、履行義務を意味する保険負債の測定値に含められるよりも、 RM_{ES} とともに、期待利益の測定値に含められる方が適切であると考えられる。

(ii) IASB の ED (2010) におけるリスク調整の定義

IASB の ED (2010) では、リスク調整を「将来キャッシュフローの金額及び時期についての不確実性の影響を捉えるために、将来キャッシュフローの期待現在価値⁷⁹⁾に対してなされる調整」とし、「リスク調整は最終的な履行キャッシュフローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額でなければならない⁸⁰⁾」としている。この記述は、IASB の ED (2010) に対するコメントレターの提出者からも指摘がなされているように、初期の公表物において、保険負債を現在出口価値により測定するという提案を引きずったものであるといえる⁸¹⁾。コメントレターの提出者からの指摘を受けて、後に検討する IASB の再 ED (2013) においてはリスク調整の定義が変更されており、そこでは、リスク調整は、「企業が保険契約を履行するにつれて生じるキャッシュフローの金額と時期についての不確実性を負担するために企業が要求する対価⁸²⁾」と定義されている。

保険負債を（仮想的な第三者に対する）支払義務とみて、現在出口価値により測定する場合には、仮想的な第三者が要求する報酬であるリスク調整の部分についても、保険者は当該第三者に支払わなければならないから、リスク調整は、現在出口価値の測定に含められると考えられる。一方、IASB の ED (2010) のように、保険契約を保険者自身が引き受けることを念頭に置く場合には、保険者自身が要求する報酬の一部であるリスク調整は、保険者が負う（純額の）義務である保険負債の一部ではなく、むしろ保険者が稼得すると見込む期待利益の一部であると考えられる。

(iii) 保険契約という「投資」

かりに、保険負債を、IASB の ED (2010) でいうところの、履行キャッシュフロー（の現在価値）によって測定すると、7式から明らかなように、リスク調整 (RA_{ES}) は、将来のキャッシュフロー ($COF_{ES} - CIF_{ES}$) とともに、保険負債の測定に含められることになる。この履行キャッシュフロー（の現在価値）は、保険契約を一種の投資とみたときの、保険者にとってのその投資の経済的な価値であると考えられる⁸³⁾。履行キャッシュフロー（の現在価値）がプラスのとき、それは、保険者にとって、保険契約という投資の経済価値がマイナスであることを意味し、反対に、履行キャッシュフロー（の現在価値）がマイナスのとき、それは、保険者にとって、保険契約という投資の経済価値がプラスであることを意味する^{84) 85)}。つまり、履行キャッシュフロー（の現在価値）

79) IASB [2010b] Appendix A.

80) *Ibid.*, para. 35.

81) IASB [2011] では、IASB の ED (2010) におけるリスク調整の記述について、コメントレターの提出者の一部は、「市場参加者に対する移転を暗示しており、従って（保険者自身の見積りによる）履行価値を基礎とするアプローチとは整合しないと考えている」（para. 37（括弧書きは筆者））ということが記載されている。

82) IASB [2013] Appendix A.

83) この点については川崎 [2014] 47頁を参照。

84) 経済価値は、主観価値 (subjective value) や使用価値 (value in use) ともいわれる（羽根 [2012] 217頁）

というのは、保険契約者に対する（純額の）義務または権利を測定しているというよりも、保険者にとっての保険契約という投資の価値を測定しているといえる。従って、かりに保険負債あるいは保険資産を、保険契約という「投資」を意味する勘定として捉えるのであれば、保険者にとっての保険契約という「投資」の価値がマイナスとなれば、「マイナスの投資」を意味する保険負債が計上され、反対に、その「投資」の価値がプラスとなれば、「プラスの投資」を意味する保険資産が計上されると考えられる。一方、IASBのED（2010）では、保険負債を履行義務とみているといえるから、あくまで、保険契約締結により、保険者が保険契約者に対して負う義務が測定の対象になる。従って、保険者の保険契約者に対する義務は、保険者にとっての保険契約という「投資」の価値を表す履行キャッシュフロー（の現在価値）で測定されるのではなく、保険者が負担すると予想する金額（ COF_{ES} ⁸⁶）の現在価値（純額処理においては、 $COF_{ES} - CIF_{ES}$ の現在価値）で測定されることが適切といえる。

が参考になる）。経済価値がマイナスの場合には、マイナスの使用価値ということになるが、これは、IASB [2015a] では、別途、履行価値（fulfilment value）といわれる（paras. 6.34-6.35を参照）。

85) IASBが、保険負債の測定の一部として、経済価値を意味する履行キャッシュフロー（の現在価値）をあえて計算するのは、それが、目的適合性のある情報を提供すると考えているためといえる（IASB [2010b] para. BC44 (a) (c) (d), IASB [2013] para. BC13 (a) (b) (c)を参照）。

（生命）保険会社が補足情報としてエンベディッド・バリュー（embedded value: EV）を開示している場合があるが（EVについては、羽根 [2012] 212-214, 218-219頁を参照）、このEVもまた、既存契約についての使用価値として捉えられる（Horton [2007] p. 177, Scott [2015] p. 48を参照）。Scott [2015] では、EVは「高い目的適合性のある情報を提供する」（p. 48）とされる。Horton [2007] は、財務諸表数値と英国保険会社協会（Association of British Insurers: ABI）が2001年に公表したガイダンスに示される方式（achieved profits method）に沿って作成される補足情報の価値関連性に関する実証研究を行い、補足情報は価値関連性があり、そして、財務諸表数値に対して増分の価値関連性があると結論している（pp. 178, 193, 195を参照）。上記のガイダンスは任意であったが、当時、英国で上場している保険会社のほとんどが、EVの手法を用いる際に、このガイダンスを適用していた（*Ibid.*, p. 178を参照）。この研究はいわゆるレリバンスタディであるが、一方、Horton and Macve [1998] では、イベントスタディを行っている。Horton and Macve [1998] は、1990年代初頭にABIによって考案された会計方法である accruals method について、それが初めて考案される前後の五つの重要なイベントデイを特定して実証研究を行い、その結果、新しい会計方法と結びつけられる株価に対する即時の影響を分離することはできなかったとしている（pp. 69, 77-78, 92を参照）。この accruals method は、結局採用には至らず、その後、既述の achieved profits method が公表されることになる（O'Brien [1998] p. 326, Horton [2007] p. 178を参照）。

86) もっとも、リスク調整を、将来のキャッシュフロー（とりわけ COF_{ES} ）の予測のブレ（バラツキ）そのものとして捉えれば、リスク調整は、将来のキャッシュフローの見込額の追加分といえるから、保険負債の測定に含められるということが考えられる。IASB [2010b] は、リスク調整の算定技法として、三つの技法（信頼水準、条件付きテール期待値、資本コスト（para. B73））に限定している（一方、IASB [2013] は、原則ベースのアプローチの徹底のため、リスク調整の算定技法を限定していない（paras. BCA98-99を参照））。このうち、信頼水準技法（VaR）を用いると、設定した信頼水準における予想最大損失は、期待値 + $z \times$ 標準偏差である（Harrington and Niehaus [2004] pp. 576, 45を参照）。この場合、リスク調整の金額は、 $z \times$ 標準偏差であり、これは、設定した信頼水準における、将来のキャッシュフローの予測のブレの範囲を示しているといえる。

また、リスク調整を、将来のキャッシュフローの予測のブレそのものではなく、それを吸収するクッション（shock absorber）（IASB [2007] para. 73を参照）として捉える見方もある。ただし、この場合には、リスク調整は、（義務を意味する）負債というよりもやはり資本ではないかと考えられる。

リスク調整については、こうした見方もあるが、しかしながら、リスク調整は、本来、ブレ（バラツキ）の程度（標準偏差）のみならず、保険者のリスク回避度（効用関数の曲率）によって決まるものと考えられる（小林・芹田 [2009] 17-18頁を参照。この文献でいうところの「リスク・ディスカウント額」は、本

⑥ 二つの「ねじれ」

これまでの検討をまとめると、まず、2010年の公表物では、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみていると考えられる。このような立場を採るとき、保険負債は、将来の COF_{ES} （純額処理においては、 $COF_{ES} - CIF_{ES}$ ）の現在価値で測定され、また、包括利益計算書には、サービスの提供により保険者が負う犠牲が費用として計上され、サービスの提供により保険者が稼得する成果が収益として計上されると考えられる⁸⁷⁾。一方、2010年の公表物においては、保険負債の測定値は、現時点における保険契約者集団からの保険料の受領額（の利子増価額）を意味しており、また、包括利益計算書では、収益と費用の対応は表示されず、保険者の報酬のみが表示されることが提案されているが、このような保険負債の測定や包括利益計算書の表示は、保険契約を金融取引とみて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる立場に基づくものであると^{88) 89) 90)}考えられる。

以上より、2010年の公表物における提案については、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間に「ねじれ」が生じており、また、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と包括利益計算書の表示との間にも「ねじれ」が生じていると捉えられる。

ㄨ 稿の「リスク調整」を指す)。リスク調整は、将来キャッシュフローの予測のブレがどの程度であるかを暗示するとともに、また、将来キャッシュフローの予測と実績が異なったときに、そのブレを吸収するという役目も担っていると考えられるものの（むしろこの役目が積極的に期待されているともいえるが）、それは、予測のブレ自体あるいはブレを吸収するクッションを表しているものではなく、あくまで、保険者が、保険契約から生じる将来キャッシュフローの不確実性（リスク）を負担することに対する報酬を意味していると考えられる。

87) より具体的に、どのような財務諸表が作成されるのかということは、川崎 [2015a] 及び本稿の付録を参照。

88) 注87と同様。

89) 保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる立場と、保険負債を履行義務とみる立場では、依拠する会計構造についても異なってくるのではないかと考えられる（詳細は川崎 [2015a] 86, 89-90, 94頁を参照）。保険負債を履行義務として捉える立場では、貸借対照表の貸方の負債を企業の義務（マイナスの資産）とみる資本等式 [資産 - 負債 = 資本] を前提にしていると捉えられる。一方、保険負債を保険契約者集団からの預り金として捉える立場では、貸借対照表の貸方の負債を企業の元手（調達源泉）とみる貸借対照表等式 [資産 = 負債 + 資本] の方と整合的である。ただし、この点は、いわゆる会計主体論についても考慮のうえ検討していく必要があり、今後の課題である（会計構造論については笠井 [2005] 108-110頁、会計主体論については友岡 [2012] 109-117, 238頁が参考になる）。

90) また、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる立場と、保険負債を履行義務とみる立場では、保険者の報酬（利益）の意味内容も異なってくると考えられる（詳細は川崎 [2015a] 91-94, 99-101頁を参照）。保険負債を履行義務として捉える立場では、保険者の報酬は、保険契約者に保険契約期間に亘り保険カバーを提供することに対する報酬である。一方、保険負債を保険契約者集団からの預り金として捉える立場では、保険者の報酬は、保険契約者集団からの預り金のうち、当該集団に返済されないと判断された部分であり、いわば、預り金の返済差益のような性格を有していると考えられる。すなわち、預り金のうち、保険契約者集団に返済される金額（保険金額や諸経費の金額（労働用役等の提供額））が確定すると、これに伴い、保険契約者集団に返済されないと判断される部分（保険者の報酬）も確定する。この時点で、保険者の報酬は利益認識され、その分だけ保険負債が減少する。

なお、（生命）保険会社の利益の源泉（利源）には、主に、死差益、費差益、利差益の三つ（いわゆる3利源）があると考えられている（山内 [2009] 436-437頁を参照）が、これらのうち、死差益と費差益は、上記の議論と結びつけていえば、預り金の返済差益の内訳として解釈される。

4. 2013年の公表物にみる論点

(1) IASBの再公開草案「保険契約」

IASBは、ED(2010)に対する利害関係者のコメントを検討し、2013年に再EDを公表した。IASBのED(2010)からの重要な変更点の一つとして、包括利益計算書の表示が挙げられる。既述のように、IASBのED(2010)では、⁹¹⁾ マージンアプローチを採用している。このアプローチは、「保険契約全体に預り金会計を適用する」⁹¹⁾ものであり、つまりは、「保険契約に関連する全てのキャッシュインフロー(保険料)を保険契約者集団から受領する預り金として、そして、全てのキャッシュアウトフロー(保険金や諸経費)を保険契約者集団への返済として」⁹²⁾処理するものである。従って、包括利益計算書上には、当期に帰属すると判断された保険者の報酬(リスク調整の変動額と残余マージンの解放分)が表示され、「保険料、保険金及び経費についての情報は除外」⁹³⁾されることになる。この点について多くの利害関係者が懸念を表明し、これを受けて、IASBの再ED(2013)では、「包括利益計算書がグロスの業績に関する情報を提供するならば、保険契約を発行する企業の財務諸表は理解可能性が増し、また、他の企業との比較可能性が増す」⁹⁴⁾とされ、包括利益計算書において、保険契約収益と費用を表示することが提案された。⁹⁵⁾

一方、保険負債の測定について、再ED(2013)では、既述のように、保険負債の測定値を構成する要素の一つであるリスク調整の定義がED(2010)から変更されており、また、ED(2010)において、保険負債の測定値を構成する要素の一つとして導入された残余マージンは、再ED(2013)では「契約サービスマージン」(contractual service margin: CSM)と呼ばれている。こうした変更がなされているものの、再ED(2013)における保険負債の測定は、ED(2010)における提案から、基本的なところにおいて変更はないといえる。^{97) 98)}

91) IASB [2013] para. BC73.

92) *Ibid.*, para. BC73 (括弧書きは筆者)。

93) *Ibid.*, para. BC74.

94) *Ibid.*, para. BC75.

95) *Ibid.*, paras. 56-57を参照。保険契約期間の各期の保険契約収益の金額は、簡潔に言えば、その期の保険金、諸経費、保険者の報酬であるリスク調整の変化額と契約サービスマージン(後述のようにIASB[2010b]での残余マージンに相当)の利益認識額(及び新契約費の一部)の合計であると考えられる(IASB [2013] paras. B90, IE18 (Example 8, fn.(a))を参照)。契約サービスマージンの利益認識額は、保険カバーの期間に亘り、提供されるサービスの移転を反映する規則的な方法により、決定される(*Ibid.*, para. 32を参照)。*Ibid.*, para. 56では、「保険契約収益は、保険契約から生じる約束されたサービスの移転を、それらのサービスと交換に企業が獲得すると期待する対価を反映する金額で描写する」と述べられており、この金額は、「(サービスが提供される時点での)現金販売価格に対応する」(*Ibid.*, para. BCA71(a) (括弧書きは筆者))とされる。

96) *Ibid.*, para. 28.

97) IASB [2013] では、リスク調整はリスクの負担に対する報酬である一方、契約サービスマージンは資産管理やその他のサービスの提供に対する報酬であると考えられているようである(para. BC26を参照)。これは、IASB [2007]において検討されたサービスマージン(本稿の注32を参照)を想起させる。

しかしながら、リスク調整と契約サービスマージンの関係は、IASB (IASC)の初期の公表物におけるリスク調整と初日利得の関係、あるいは、IASB [2010b]におけるリスク調整と残余マージンの関係と同様に、

最後に、ED (2010) からの変更点としては、保険契約の当初認識の時点も挙げられる。すなわち、ED (2010) では、保険契約の当初認識時点は契約締結時点とされていたが、再 ED (2013) では、簡潔にいうと、契約の開始時点に変更された¹⁰⁰⁾。これは、ED (2010) に関するコメントレターにおいて、「カバー期間より前（つまり、保険契約締結時）に契約の会計処理を行うことは、システム変更を要し、システム変更に係る高いコストはベネフィットを上回る¹⁰¹⁾」と指摘されたことを受けたものである。

(2) FASB の公開草案「保険契約」

IASB の ED (2010) と同様に、FASB の DP (2010) においても、包括利益計算書の表示について

本質的には、正常利益と超過利益の関係にあると考えられる。

保険負債を履行義務とみると、リスク調整と契約サービスマージン（残余マージン）は、ともに、保険カバーの提供に対する保険者の報酬であると考えられる。この保険者の報酬は、キャッシュフローの不確実性（リスク）の負担という観点からみると、保険契約から生じるキャッシュフローの不確実性（リスク）を負担するために保険者が（必ず）要求する報酬であるリスク調整（正常利益）と、何らかの強みにより保険者が追加で要求できる報酬である契約サービスマージン（超過利益）に分解されると考えられる。

なお、直近の IASB の議論では、契約サービスマージンは、その他のサービスではなく、「保険カバーを提供することに対する企業の義務を反映する」（IASB [2015b] p. 9（傍点は筆者））とされている。このように、契約サービスマージンと保険者の「義務」を結びつけて記述することで、契約サービスマージンは、期待利益であり、保険者の「義務」ではなく、従って、保険負債の構成要素ではないという見解に対して、契約サービスマージンは保険者の「義務」を意味する保険負債の構成要素であるということ（どうにかして）強調する意図があると推測される。

98) 再 ED (2013) で提案されている見積り変更時の会計処理は、ED (2010) での提案とは異なる。本稿では、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方、保険負債の測定、包括利益計算書の表示の關係に着目して論じているため、見積り変更時の会計処理については取り扱っていないが、初期の公表物、2010年の公表物、2013年の公表物、そして直近の IASB における議論を概観すると、以下のようになる。

	初期の公表物	2010年の公表物	
見積り 変更時の 会計処理	全て損益計上 (ただし、IASB [1999] では、見 解が形成されていない (para. 818))	全て損益計上	
参照	IASB [2007] para. 329 IASB [2001] Table 2.1 (Principle 13.4)	IASB [2010b] para. 72(a)(i), (d)(ii) FASB [2010b] para. 73	
	FASB の ED (2013)	IASB の再 ED (2013)	IASB 直近 (2015)
見積り 変更時の 会計処理	・将来キャッシュフロー：損益 計上 ・割引率：その他の包括利益	・リスク調整：損益計上 ・将来キャッシュフロー：契約 サービスマージンを調整 ・割引率：その他の包括利益	・リスク調整及び将来キャッ シュフロー：契約サービ スマージンを調整 ・割引率：損益又はその他の包 括利益
参照	FASB [2013] paras. 834-10-35 -3, 834-10-35-5	IASB [2013] paras. 60 (b), 30(c)(d), 64	IASB [2015b] p. 11 (ただし、いわゆる無配当契約 に限定)

見積り変更時の会計処理を検討するものとして、佐藤 [2011] 205-206頁、川崎 [2013] 90-95頁が挙げられる。

99) 詳細は IASB [2010b] paras. 13-14を参照。本稿の注55も参照。

100) 詳細は IASB [2013] para. 12を参照。

101) *Ibid.*, para. BCA210 (括弧書きは筆者)。

てマージンアプローチが提案されていたが¹⁰²⁾、多くの利害関係者が、このアプローチでは、「包括利益計算書から企業の活動のレベルについての情報が除外¹⁰³⁾」されるという懸念を表明した。これを受けて、FASBのED(2013)では、IASBの再ED(2013)と同様に、包括利益計算書において、保険契約収益及び費用を計上することが提案されている^{104) 105)}。

保険負債の測定については、IASBの再ED(2013)の提案は、IASBのED(2010)のそれと同様のものではあったが、一方、FASBのED(2013)では、保険負債の測定に関しても、FASBのDP(2010)の提案から変更がなされている。まず、FASBのED(2013)では、FASBのDP(2010)でいうところの「純キャッシュフローの確率加重平均された見積りの現在価値」は、「履行キャッシュフロー(fulfillment cash flows)¹⁰⁶⁾」と呼ばれており、また、FASBのDP(2010)でいうところの「複合マージン」は単に「マージン」¹⁰⁷⁾(margin: M_{ES})¹⁰⁸⁾と呼ばれている。そして、FASBのDP(2010)では、純キャッシュフローの現在価値と複合マージンは、ともに保険負債を構成する要素であったが、一方、FASBのED(2013)では、履行キャッシュフローが保険契約における保険者の純額の義務(あるいは権利)を示すのに対して、マージンは繰延利益(期待利益)を表すと考えられるため、マージンを、保険負債から分離し、負債の部に独立の項目として計上する

102) FASB [2013] では、「要約マージン表示(マージンアプローチ)は、保険契約に関連する全てのキャッシュインフローを保険契約者のポートフォリオから受領される預り金として、全てのキャッシュアウトフローを保険契約者のポートフォリオへの返済として捉えるものであると主張する利害関係者もいる」(para. BC290(括弧書きは筆者))し、また、「要約マージン表示(マージンアプローチ)を、保険負債を測定するために使用されるネットアプローチの結果として捉える利害関係者もいる」(para. BC290(括弧書きは筆者))としている。この二つの立場を対比させるとすれば、本稿は、前者の立場に基づいているといえる。ただし、後者については、「ネットアプローチの結果」というよりも、「保険負債を将来の予測に基づき測定する結果」という方が適切ではないかと考えられる(本稿の注76が参考になる)。

103) *Ibid.*, para. BC291。

104) *Ibid.*, paras. 834-10-55-172, BC292を参照。

105) 注73で述べたように、FASBのDP(2010)では、複合マージン(後述のようにFASB [2013]におけるマージンに相当)に関して利子は増価しないと述べられていた。一方、FASBのED(2013)では、包括利益計算書の表示方法として、マージンアプローチではなく、「稼得保険料方式(earned premium method)」(FASB [2013] para. BC332)が採用され、FASBのED(2013)によると、この方式は、「保険料受領と関連する(保険)カバーの提供の間の期間に対する貨幣の時間価値を反映するために、収益に利子の増価を含む」(*Ibid.*, para. BC332(括弧書きは筆者))と考えられている。

そして、認識される保険契約収益は、履行キャッシュフローに配分される保険料額、マージン、これらに対する利子増価額の合計であるとしている(*Ibid.*, para. 834-10-55-173を参照)。履行キャッシュフローに配分される保険料額というのは、保険金や諸経費(に充当される保険料額)を意味すると考えられる。また、保険契約者に履行義務を果たすにつれて、つまり、リスクに対するエクスポージャーから解放されるにつれて、マージンを収益として認識するとされ、リスクに対するエクスポージャーからの解放は、契約を履行するために要求されるキャッシュアウトフローの変動の減少によって、証明されると述べられている(*Ibid.*, paras. BC316, 834-10-35-18, 834-10-35-19を参照)。これらの合計として算出される収益は、「保険サービスが提供される時点での、基礎となる保険サービスの現金販売価格を反映している」(*Ibid.*, para. BC218。*Ibid.*, para. BC381も参照)とされる。

106) *Ibid.*, paras. 834-10-30-1a, 834-10-30-2。

107) *Ibid.*, para. 834-10-30-1b。

108) *Ibid.*, para. BC205aでは、保険者の報酬をリスク調整と契約サービスマージンに分解するIASB [2013]の提案について、「リスク調整と契約サービスマージンはともに繰延利益を表す。繰延利益を二つの要素に分解することは恣意的であろう」と記述されている。

ことが提案されている。¹⁰⁹⁾

最後に、DP (2010) からの変更点としては、保険契約の当初認識の時点も挙げられる。FASB の DP (2010) では、当初認識の時点は保険契約締結時であったが、¹¹⁰⁾ この時点での会計処理の要請は重要なシステム変更を要し、「この変更を実行するためのコストがベネフィットを上回る」¹¹¹⁾ などの懸念から、FASB の ED (2013) では、当初認識の時点は、簡潔にいうと、保険契約開始時に変更されている。¹¹²⁾

(3) 2013年の公表物の検討

IASB の再 ED (2013) 及び FASB の ED (2013) では、履行義務を充足するときに収益を認識することが提案されているため、¹¹³⁾ 保険契約の捉え方及び保険負債の捉え方については、2010年の公表物 (IASB の ED (2010) 及び FASB の DP (2010)) から変更されていないと捉えられる。つまり、2013年の公表物においても、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみているといえる。この場合、保険負債は、将来の COF_{ES} (純額処理においては、 $COF_{ES} - CIF_{ES}$) の現在価値で測定され、また、包括利益計算書には、サービスの提供により保険者が負う犠牲が費用として計上され、サービスの提供により保険者が稼得する成果が収益として計上されることが適切であると考えられる。

多くの利害関係者からのコメントを受け、IASB の再 ED (2013) では、包括利益計算書の表示について、2010年の公表物の提案から変更され、包括利益計算書に保険契約収益及び費用を表示することが提案されている。一方、保険負債の測定については、IASB の再 ED (2013) では、IASB の ED (2010) から基本的には変更されていない。従って、IASB の再 ED (2013) では、さきに指摘した IASB の ED (2010) における二つの「ねじれ」のうちの一つが解消されたと捉えられる。

FASB の ED (2013) においても、包括利益計算書の表示については、IASB の再 ED (2013) と同様に、2010年の公表物の提案から変更され、包括利益計算書に保険契約収益及び費用を表示することが提案されている。さらに、FASB の ED (2013) では、保険負債の測定について、FASB の DP (2010) から変更されている。すなわち、FASB の DP (2010) では、(複合) マージンは、保険負債の測定に含められていたが、FASB の ED (2013) では、マージンは、保険負債から分離されて、単独で負債の部に計上されることが決定された。そこには、マージンは、保険者が稼

109) *Ibid.*, paras. BC371, 834-10-55-171, BC197を参照。また、*Ibid.*, p. 6では、「期待される将来キャッシュフローと残存する繰延利益を分解する (つまり、前者を保険負債とし、後者をマージンとする) ことは、負債の測定と企業 (保険者) の期待される利益とに更なる透明性を付与するはずである」(括弧書きは筆者) と述べられている。

110) 詳細は FASB [2010b] para. 44を参照。

111) FASB [2013] para. BC71a。

112) *Ibid.*, para. 834-10-25-11を参照。なお、保険者が履行義務を引き受け、これと同時に保険料を受領する権利を得るのは、理論的には保険契約の締結時であると考えられる。よって、保険契約の当初認識時点を保険契約の開始時とするのは、上記から分かるように、実務上の要請であると捉えられる。

113) IASB [2013] para. BC76 (b), FASB [2013] paras. 834-10-35-18, BC196, BC198を参照。

得すると見込む期待利益であり、保険者の義務ではなく、従って、保険者の義務を表す保険負債とは区別すべきという考え方がある。この結果、保険負債は、FASBのED(2013)でいうところの履行キャッシュフロー、つまり、 $COF_{ES} - CIF_{ES}$ の現在価値で測定されることになる。よって、FASBのED(2013)では、さきに指摘したFASBのDP(2010)における二つの「ねじれ」のどちらともが解消されたと捉えられる。

以上より、2010年の公表物では、IASBのED(2010)及びFASBのDP(2010)ともに、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間の「ねじれ」と、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と包括利益計算書の表示との間の「ねじれ」という二つの「ねじれ」が指摘されたが、IASBの再ED(2013)では、後者の「ねじれ」のみが解消され、一方、FASBのED(2013)では、両方の「ねじれ」が解消されたと考えられる。従って、FASBのED(2013)の提案の方が、IASBの再ED(2013)の提案よりも首尾一貫しているといえる。

もっとも、FASBのED(2013)では、マージンを負債の部の1項目として計上するという点については論点となる。マージンは期待利益であり、貸借対照表の貸方の負債を企業が負う義務として捉える場合には、マージンは、企業が負う義務を示していないので、負債の部に計上されるよりも、貸借対照表の貸方を二つに区分することを前提にすれば、その他の包括利益(OCI)を経由して、あるいは直接、資本の部に計上される方が適切ではないかと考えられる。¹¹⁴⁾

114) 既述のように、FASB [2013]では、マージンを期待利益(繰延利益)として捉えている(つまり、マージンを、意義づけが難しい単なる調整項目としては捉えていないと考えられる)。マージンを期待利益として捉える場合には、すでに検討したように、負債を企業が負う義務とみることを前提にすると、マージンは、企業が負う義務を表していないので、負債の部の1項目というよりも、資本の部の1項目ではないかと考えられる。FASBの概念フレームワーク(FASB [1984]やFASB [1985])では、その他の包括利益(OCI)についての言及はないが、FASB [1997]では、例えば、売却可能有価証券について、未実現の保有利得はその他の包括利益(OCI)に計上し、実現した利得は純利益に含めると考えられている(para. 18を参照)。なお、FASB [1997]は、現在のAccounting Standards Codification(ASC)では、Topic 220に該当する)。上記のマージンは、この例と類似しているといえる。従って、マージンについて、この例における会計処理を類推適用することが考えられる。つまり、期待利益であるマージンを、その他の包括利益(OCI)に計上し(あるいは資本直入し)、その後、マージンのうちの当期の保険者の報酬と判断される部分を、純利益に振り替えるという会計処理が考えられる。

では、FASB [2013]が、マージンを資本の部に計上せずに、負債の部の1項目としている理由は何のようなのだろうか。一つは、従来から、(保険会計に限らず)いわゆる繰延利益は、負債の定義と矛盾する点が問題にされつつも、負債の部に計上されているためと考えられる。これに従うのであれば、期待利益(繰延利益)を意味するマージンについても、負債の部に計上することになる(ただし、マージンが、従来の会計において考えられてきた繰延利益と同じものであるかどうかという点は、検討の余地がある。さらに附言すれば、本稿では、期待利益と繰延利益という用語を同義に扱っているが、この二つの用語は同義であるかどうかということについても、検討する必要がある)。

いま一つは、マージンが、通常想定されるOCI項目(あるいは資本直入項目)とは、ある点において異なる性質を有するためと考えられる。すなわち、OCI項目(資本直入項目)は、通常、資産・負債の変動差額であると考えられるが、ここでのマージンは、いわばマージンそれ自体であり、資産あるいは負債の変動差額というわけではない。契約当初においては、マージンは、COFからCIFを控除した金額の現在価値に反対の符号を付して測定され、従って、保険資産と同額で計上されるものの、これ以降、例えば、実際に保険料を受領し、この分だけ保険資産が減少(あるいは保険負債が増加)しても、この変動に応じて、マージンが変動するわけではない。マージンは、主に、当期の保険者の報酬と判断されたときに純利益に振り替えられることで、減少する。また、マージンは時の経過により増価していくが、そうすると、[利息(純利益)/期待利益(OCIまたは資本直入)]という会計処理がなされると考えられる。これは、当期の純

5. 総括

本稿では、IASB (IASC) による1999年から2007年までの初期の公表物、IASB 及び FASB による2010年の公表物、そしてIASB 及び FASB による2013年の公表物の内容を整理し、昨今の保険会計をめぐる議論の変遷について検討を行った。

一般的には、初期の公表物は、資産負債アプローチに基づいており、そして、2010年以降の公表物の提案内容は、資産負債アプローチと収益費用アプローチのハイブリッドアプローチとして捉えられているようである。一方、筆者は、これらの公表物における会計処理の変化、とりわけ保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示の変化は、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が変化したことに起因しているのではないかと感じている。そこで、本稿では、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が、保険負債の測定や包括利益計算書（損益計算書）の表示を規定するという考え方のもと、昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を検討した。

まず、初期の公表物では、保険契約を、現金やその他の金融商品の引渡し（あるいは受取り）を生じさせる契約上の義務（あるいは権利）を創出する金融取引として捉え、保険負債を（仮想的な第三者に対する）現在の支払義務とみて、これを現在出口価値で測定していると整理される。損益計算書の表示に関する初期の公表物の提案は、一つの公表物を除き不明瞭であるが、保険契約を金融取引として捉える場合には、収益と費用の対応関係を表示するのではなく、保険負債（あるいは保険資産）の測定差額を当期の損益として計上することが適切であると考えられる。

初期の公表物の大きな特徴は、保険負債を現在出口価値で測定するところにあり、この測定値は、保険者が第三者（市場参加者）に保険契約を移転することを仮定し、第三者の観点から見積もられた価格である。しかしながら、こうした仮定は、いわば保険契約の清算を意味しており、保険者自身が保険契約を引き受けているという現実の状況と適合しない。この点について、多くの利害関係者から指摘がなされたことを受けて、2010年の公表物では、第三者の観点ではなく、保険者自身の観点から見積りを行うことが提案されている。

また、初期の公表物のように、保険負債を現在出口価値で測定すると、保険契約締結時点において、いわゆる初日利得が計上されるが、一方、2010年の公表物では、この時点においては、保険者は履行義務を充足していないとして、初日利得の計上が禁止されている。この点を勘案すると、2010年の公表物では、保険負債を履行義務とみていると捉えられる。ここでの履行義務というのは、保険者が、保険契約者に特定の事象についての保険カバーを保険契約期間中に亘って提供する義務であると考えられる。そして、保険負債を履行義務とみる場合には、そもそも、保険契約を、保険者が、保険契約者に特定の事象についての保険カバーを保険契約期間中に亘って提供し、その見返りとして、保険契約者から対価を得るというサービス取引とみていると考えられ

ㄨ 利益を一部、将来へ繰り越している会計処理として理解されるが、こうした会計処理も、従来においては想定されているものではない。マージンの会計処理は、他の OCI 項目（資本直入項目）についても考慮のうえ、検討する必要がある。この点については、今後の課題としたい。

る。

一方で、2010年の公表物では、包括利益計算書の表示について、保険契約に関するキャッシュインフローを保険契約者集団から受領する預り金として、キャッシュアウトフローを保険契約者集団への返済として捉えるマージンアプローチを採用し、このアプローチでは、保険契約収益及び費用の対応関係は表示されず、当期に帰属すると判断される保険者の報酬のみが表示される。このアプローチは、保険契約を保険契約者集団からの保険料の預かりとその返済という金融取引とみて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみるときに採用される包括利益計算書の表示形式であると考えられる。

また、2010年の公表物では、保険負債は、保険契約者集団からの受領額（の利子増価額）で測定されており、これは、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる場合において採用される保険負債の測定値であるといえる。

このように、包括利益計算書の表示形式として、マージンアプローチを採用することは、そもそも、保険契約を保険契約者集団からの保険料の預かりとその返済という金融取引とみて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみていると考えられ、このとき、保険負債は、保険契約者集団からの受領額（の利子増価額）で測定されることになる。

しかしながら、2010年の公表物においては、マージンアプローチは、包括利益計算書の表示だけの論点として取り扱われており、このことから、2010年の公表物では、あくまで、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみていると考えられる。

保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみる立場を採る場合には、まず、包括利益計算書には、当該サービスの提供により保険者が負う犠牲が費用として計上され、当該サービスの提供により保険者が稼得する成果が収益として計上されると考えられる。そして、履行義務は、保険カバーの提供により保険者が負担すると予想する保険金や諸経費（COF_{ES}）の現在価値で測定され、また、保険者が保険契約締結時において履行義務を引き受けると同時に獲得する対価受取権利は、保険者が受領すると見込む保険料（CIF_{ES}）の現在価値で測定される。両者の差額は、期待利益の測定値であり、期待利益は、資本の部に計上され、保険者が履行義務を果たしたときに、利益に振り替えられる。よって、保険契約締結時点では、履行義務と対価受取権利を保険負債と保険資産として両建てで計上する場合には、借方に保険資産が、貸方に保険負債と期待利益が計上され、また、履行義務と対価受取権利を相殺して、純額の保険負債あるいは保険資産を計上する場合には、借方に保険資産が、貸方に期待利益が計上されると考えられる。

これまでの検討より、2010年の公表物は、保険契約をサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみている一方、そこで提案されている保険負債の測定や包括利益計算書の表示は、保険契約を金融取引とみて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる立場に基づくものである。よって、2010年の公表物における提案については、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間の「ねじれ」と、保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と包括利益計算書の表示との間の「ねじれ」という二つの「ねじれ」が生じていると指摘される。

2010年の公表物についての利害関係者のコメントを受けて、2013年の公表物では、包括利益計

算書について、2010年の公表物から変更され、保険契約収益及び費用を表示することが提案されている。

保険負債の測定については、2013年の公表物のうち、IASBの再ED(2013)では、IASBのED(2010)から基本的には変更されていないが、一方、FASBのED(2013)では、FASBのDP(2010)から変更されている。すなわち、FASBのDP(2010)では、期待利益である(複合)マージンは、保険負債を構成する要素であったが、FASBのED(2013)では、マージンは、保険者の義務を表しておらず、従って、保険負債ではないとされ、保険負債から分離されて、単独で負債の部に計上されることが提案された。この結果、保険負債は、FASBのED(2013)では、 $COF_{ES} - CIF_{ES}$ の現在価値で測定されることになる。

以上より、2010年の公表物では、二つの「ねじれ」が指摘されたが、2013年の公表物のうち、IASBの再ED(2013)では、「ねじれ」のうちの一つが解消され、一方、FASBのED(2013)では、両方の「ねじれ」が解消されたと考えられる。従って、FASBのED(2013)の提案の方が、IASBの再ED(2013)の提案よりも、首尾一貫しているといえる。

もっとも、FASBのED(2013)では、マージンを負債の部の1項目として計上しているが、マージンは、期待利益であり企業が負う義務を示していないので、負債の部に計上されるよりも、その他の包括利益(OCI)を経由して、あるいは直接、資本の部に計上される方が適切ではないかと考えられる。

図表1及び図表2は、本稿で述べた内容をまとめたものである。図表1では、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方によって、保険負債の測定や包括利益計算書(損益計算書)の表示が異なってくることが示される(付録も参照)。そして、図表2では、図表1の内容をもとに、IASB(IASC)の初期の公表物、IASB及びFASBの2010年の公表物、そして、IASB及びFASBの2013年の公表物について検討している。

図表 1 保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と、保険負債の測定、包括利益 (損益) 計算書の表示

〈1〉 保険契約の捉え方	〈1-1〉 金融取引 (* 1)	〈1-2〉 金融取引 (* 2)	〈1-3〉 サービス取引 (* 3)
〈2〉 保険負債の捉え方 現在の支払義務	〈2-1〉 (仮想的な第三者に対する) 現在の支払義務	〈2-2〉 保険契約者集団からの預り金	〈2-3〉 履行義務
〈3〉 保険負債の測定	現在出口価値 〈3-1〉 $(COF_M - CIF_M + RA_M)$ の DCF $(COF_M - CIF_M + RA_M)$ の DCF	受領額 (の利子増価額) 〈3-2-1〉 $(COF_{ES} - CIF_{ES} + RA_{ES} + RM_{ES})$ の DCF 〈3-2-2〉 $(COF_{ES} - CIF_{ES} + CM_{ES})$ の DCF	将来の (純) 支出額の現在価値 〈3-3-1〉 両建処理 COF_{ES} の DCF 〈3-3-2〉 純額処理 $(COF_{ES} - CIF_{ES})$ の DCF
〈4〉 包括利益 (損益) 計算書: 収益・費用表示の有無	〈4-1〉 無	〈4-2〉 無	〈4-3〉 有

(* 1) 現金やその他の金融資産の引渡し (受取り) を生じさせる契約上の義務 (権利) の創出 (* 2) 保険契約者集団からの保険料の預かりとその返済 (* 3) 保険カバーの提供と対価の受取り

図表 2 各公表物の検討 (* 1)

	初期の公表物 (* 2)	2010年の公表物 (* 3)	2013年の IASB の再 ED	2013年の FASB の ED
〈1〉 保険契約の捉え方	〈1-1〉	〈1-3〉 (* 4)	〈1-3〉	〈1-3〉
〈2〉 保険負債の捉え方	〈2-1〉	〈2-3〉	〈2-3〉	〈2-3〉
〈3〉 保険負債の測定	〈3-1〉	〈3-2-1〉 (IASB) 〈3-2-2〉 (FASB) (* 5)	〈3-2-1〉 (* 6)	〈3-3-2〉
〈4〉 包括利益 (損益) 計算書: 収益・費用表示の有無	IP (1999) では、〈4-3〉 IP (1999) 以外: 不明瞭	〈4-2〉	〈4-3〉	〈4-3〉
問題点など	清算を仮定: 保険者自身が引き受けるという事実と矛盾	二つの「ねじれ」(* 7)	一つの「ねじれ」(* 8)	「ねじれ」は解消 (* 9)

(* 1) 図表 2 の各番号は図表 1 の各番号と対応している。 (* 2) IASC の IP (1999), IASB の DSOP (2001), IFRS 4 (2004) (のフェーズ II に関する記述), DP (2007) を指す。
(* 3) IASB の ED (2010) 及び FASB の DP (2010) を指す。 (* 4) 保険契約の捉え方については、不明瞭であるが、保険負債の捉え方から推測している。 (* 5) ただし、FASB の DP (2010) では、 CM_{ES} に対しては利子が増価しないとしている。 (* 6) IASB の再 ED (2013) では、 RM_{ES} は CSM_{ES} に置き換えられる。 (* 7) ① 保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間の「ねじれ」 ② 保険契約の捉え方と包括利益計算書の表示との間の「ねじれ」 (* 8) ① 保険契約の捉え方・保険負債の捉え方と保険負債の測定との間の「ねじれ」 (* 9) ただし、期待利益の負債の部への計上は、論点となる。

付録

ここでは、期間1年の保険契約を例として、図表1の各立場に基づくと、どのような財務諸表が作成されるのかということを示す。

期間1年の保険契約について、ある期の期首に、契約締結と同時に保険料を一括で受領し、契約期間が開始されるとする（保険契約期間と会計期間は一致しているものとする）。1年後の期末に契約記載の事象が生じ、これに伴い保険金や諸経費が確定し支払が行われると想定する。ここでは、予測と実績は一致することを仮定する。また、保険負債の測定の際に使用される利子率は0%とする。そして、受領した保険料は、すぐに有価証券に投下され、その投資利回りは0%と仮定する。このとき、保険契約締結時点（期首）及び1年後の契約終了時（期末）の財務諸表は、つぎようになる。

なお、財務諸表としては、貸借対照表と、（損益計算書ではなく）包括利益計算書を想定する。

◆保険契約を金融取引として捉え、保険負債を（仮想的な第三者に対する）現在の支払義務とみる立場

ここでは、超過利益を、2010年の公表物の検討において使用する表記に合わせて、 RM_M と表現することにする。 RM_M は、仮想的な第三者が要求する報酬（ RA_M ）を超えて、保険者が要求できる報酬を意味する。

保険契約締結時（保険料受領前）	貸借対照表	
	資産の部 保険資産 $CIF_M - COF_M - RA_M$	負債の部 — 資本の部 剰余金 RM_M
	包括利益計算書	
	報酬	RM_M
	純利益	RM_M
	OCI	—
包括利益		RM_M
保険契約終了時（1年後）	貸借対照表	
	資産の部 有価証券 $CIF_M - COF_M$ (= $RA_M + RM_M$)	負債の部 — 資本の部 剰余金 $RA_M + RM_M$
	包括利益計算書	
	報酬	$RA_M + RM_M$
	純利益	$RA_M + RM_M$
	OCI	—
包括利益		$RA_M + RM_M$

◆保険契約をサービス取引として捉えて、保険負債を履行義務とみる立場

川崎 [2015a] の図表2では、期待利益（マージン）を、（損益計算書の作成を想定して）資本に

直入しているが、ここでは、(包括利益計算書の作成を想定して) その他の包括利益 (OCI) を經由して資本の部に計上する場合について示す。

	両建処理		純額処理	
保険契約 締結時 (保険料 受領前)	貸借対照表		貸借対照表	
	資産の部 保険資産 CIF_{ES}	負債の部 保険負債 COF_{ES} 資本の部 期待利益 $RA_{ES} + RM_{ES}$	資産の部 保険資産 $CIF_{ES} - COF_{ES}$	負債の部 — 資本の部 期待利益 $RA_{ES} + RM_{ES}$
	包括利益計算書		包括利益計算書	
	保険契約収益 (売上)	—	保険契約収益 (売上)	—
	保険契約費用 (売上原価)	—	保険契約費用 (売上原価)	—
	純利益	—	純利益	—
OCI : 期待利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	OCI : 期待利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	
包括利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	包括利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	
保険契約 終了時 (1年後)	貸借対照表		貸借対照表	
	資産の部 有価証券 $CIF_{ES} - COF_{ES}$ ($= RA_{ES} + RM_{ES}$)	負債の部 — 資本の部 剰余金 $RA_{ES} + RM_{ES}$	資産の部 有価証券 $CIF_{ES} - COF_{ES}$ ($= RA_{ES} + RM_{ES}$)	負債の部 — 資本の部 剰余金 $RA_{ES} + RM_{ES}$
	包括利益計算書		包括利益計算書	
	保険契約収益 (売上)	$COF_{ES} + RA_{ES} + RM_{ES}$	保険契約収益 (売上)	$COF_{ES} + RA_{ES} + RM_{ES}$
	保険契約費用 (売上原価)	$\triangle COF_{ES}$	保険契約費用 (売上原価)	$\triangle COF_{ES}$
	純利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	純利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$
OCI : 期待利益	—	OCI : 期待利益	—	
包括利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	包括利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	

◆保険契約を金融取引として捉えて、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる立場

保険契約締結時 (保険料受領前)	貸借対照表	
	資産の部 —	負債の部 保険負債 0 ($= COF_{ES} - CIF_{ES} + RA_{ES} + RM_{ES}$) 資本の部 —
	包括利益計算書	
	報酬	—
	純利益	—
	OCI	—
包括利益	—	
保険契約終了時 (1年後)	貸借対照表	
	資産の部 有価証券 $CIF_{ES} - COF_{ES}$ ($= RA_{ES} + RM_{ES}$)	負債の部 — 資本の部 剰余金 $RA_{ES} + RM_{ES}$
	包括利益計算書	
	報酬	$RA_{ES} + RM_{ES}$
	純利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$
	OCI	—
包括利益	$RA_{ES} + RM_{ES}$	

文 献

- Camfferman, K. and S. A. Zeff [2007], *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee 1973–2000*, Oxford University Press.
- Ebbers, Gabi [2007], The insurance industry and fair value, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.
- FASB: Financial Accounting Standards Board [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*.
- [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*.
- [1997], Statement of Financial Accounting Standards No. 130, *Reporting Comprehensive Income*.
- [2009], Minutes of February 25, *Insurance Contracts — Measurement*.
- [2010a], Exposure Draft, *Revenue Recognition (Topic 605), Revenue from Contracts with Customers*.
- [2010b], Discussion Paper, *Preliminary Views on Insurance Contracts*.
- [2013], Exposure Draft, *Insurance Contracts (Topic 834)*.
- [2014], Minutes of February 19, *Insurance Contracts*.
- Forfar, D. O. and N. B. Masters [1999], Developing an international accounting standard for life assurance business, *British Actuarial Journal*, 5 (4).
- Foroughi, K., C. R. Barnard, R. W. Bennett, D. K. Clay, E. L. Conway, S. R. Corfield, A. J. Coughlan, J. S. Harrison, G. J. Hibbett, I. V. Kendix, M. Lanari-Boisclair, C. D. O'Brien and J. S. K. Straker [2012], Insurance accounting: A new era?, *British Actuarial Journal*, 17 (3).
- 羽根佳祐 [2012] 「保険契約会計における経済的ミスマッチ報告の意義」『商学研究科紀要』第75号。
- [2013] 「IASB 保険会計プロジェクトの批判的検討」早稲田会計研究センター『オケージョナル・ペーパー』。
- Harrington, S. E. and Niehaus, G. R. [2004], *Risk Management and Insurance*, Second edition, The McGraw-Hill Companies. (米山高生・箸方幹逸監訳『保険とリスクマネジメント』東洋経済新報社, 2005年)。
- Horton, J. [2007], The value relevance of 'realistic reporting': Evidence from UK life insurers, *Accounting and Business Research*, 37 (3).
- Horton, J. and R. Macve [1998], Planned changes in accounting principles for UK life insurance companies: A preliminary investigation of stock market impact, *Journal of Business Finance and Accounting*, 25 (1) & (2).
- Horton, J., R. Macve and G. Serafeim [2011], 'Deprival value' vs. 'fair value' measurement for contract liabilities: How to resolve the 'revenue recognition' conundrum?, *Accounting and Business Research*, 41 (5).
- IASB: International Accounting Standards Board [2001], Draft Statement of Principles, *Insurance*.
- [2004], International Financial Reporting Standard 4, *Insurance Contracts*.
- [2007], Discussion Paper, *Preliminary Views on Insurance Contracts*.
- [2008], Agenda Paper 2A, *Insurance Contracts, Overview of Comments*.
- [2010a], Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*.
- [2010b], Exposure Draft, *Insurance Contracts*.
- [2011], Agenda Paper 3E, *Summary of Comment Letters on the IASB ED Insurance Contracts*.
- [2013], Revised Exposure Draft, *Insurance Contracts*.
- [2015a], Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- [2015b], Project Update, *Insurance Contracts*, May 2015.
- IASB and FASB [2009], Agenda Paper 11A/11A, *Insurance Contracts, Measurement Approach for Insurance Contracts*.
- [2012], Agenda Paper 2B/83B, *Insurance Contracts, Acquisition Costs — the Story so far*.
- IASC: International Accounting Standards Committee [1999], Issues Paper, *Insurance*.
- 笠井昭次 [2005] 『現代会計論』慶應義塾大学出版会。
- 川崎美有 [2013] 「保険会計における負債の評価」『三田商学研究』第56巻第5号。
- [2014] 「保険負債の評価—会計上と経済上の評価の相違—」『慶應商学論集』第26巻第1号。
- [2015a] 「保険契約の捉え方と保険負債の会計処理」『三田商学研究』第57巻第6号。
- [2015b] 「保険会計をめぐる議論の変遷—保険負債と新契約費の関係に注目して—」『慶應商学論集』

第28巻第1号。

Klumpes, P. J. M., C. D. O'Brien and A. Reibel [2009], International diversity in measuring the fair value of life insurance contracts, *The Geneva Papers*, 34.

小林孝雄・芹田敏夫 [2009] 『新・証券投資論 [I]—理論篇—』日本経済新聞出版社。

黒川行治 [2002] 「予測要素の増大がもたらす会計測定・理論への影響」『会計』第161巻第2号。

Macve, R. and G. Serafeim [2006], 'Deprival value' vs 'fair value' measurement for contract liabilities in resolving the 'revenue recognition' conundrum: Towards a general solution, *LSE Working Paper*.

O'Brien, C. D. [1998], The derivation and application of accounting standards to the market value of liabilities, in I. T. Vanderhoof and E. I. Altman (eds.), *The Fair Value of Insurance Liabilities*, Kluwer Academic Publishers.

小川淳平 [2008] 「保険契約に関する会計上の測定—保険契約・収益認識の改訂プロジェクトにおける測定属性の整合性—」『生命保険論集』第164号。

佐藤元彦 [2011] 「国際会計基準公開草案『保険契約』における保険契約の測定および表示」『保険学雑誌』第613号。

Scott, W. R. [2015], *Financial Accounting Theory*, Seventh edition, Pearson.

トーマツ：有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループ [2011] 『IFRS 保険契約』清文社。

友岡賛 [2012] 『会計学原理』税務経理協会。

上野雄史 [2009] 「保険契約の会計基準による経済的影響の予測」『保険学雑誌』第604号。

山内恒人 [2009] 『生命保険数学の基礎—アクチュアリー数学入門—』東京大学出版会。

[商学研究科後期博士課程]